

令和7年第4回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和7年12月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月3日 午前10時05分開会
4. 応招議員 1番 長谷政和 2番 澤木久美子  
3番 上麻里 4番 辻内正誠  
5番 下中一平 7番 上滝義平  
8番 中西利彦
5. 不応招議員 6番 山本義史 9番 西澤巧平
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 不応招議員に同じ
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町長 中井章太 副町長 永井聡  
教育長 土居正明 参事兼暮らし環境整備課長 紺田正俊  
総務課長兼町民税務課長 中尾勇 財政・デジタル推進室長 井本光亮  
町長公室長 戸毛祥博 協働のまち推進課長 松田有史  
長寿福祉課長 森井志津佳 産業観光課長 椿本久志  
教育次長 吉中久実 教育総務課長 紙森智章  
スポーツ振興室長 辻中哲也
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局長 玉村陽子 参 与 坂本やよい
10. 議事日程  
日程1 会議録署名議員の指名について  
日程2 会期の決定について  
日程3 議長の諸報告について  
日程4 報第5号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について  
日程5 承第4号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告及びその承認を求めることについて

- 日程 6 議第 48 号 令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について
- 日程 7 議第 49 号 令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号について
- 日程 8 議第 50 号 動産の買入りに係る財産の取得について
- 日程 9 議第 51 号 訴えの提起について
- 日程 10 議第 52 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 11 議第 53 号 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 12 議第 54 号 令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について
- 日程 13 議第 55 号 令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号について
- 日程 14 議第 56 号 令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 4 号について
- 日程 15 議第 57 号 令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 16 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

<p>上滝議長</p>	<p>皆さん、改めておはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員総数は7名でございます。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回吉野町議会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p> <p>日程1 会議録署名議員の指名について</p> <p>会議規則第127条の規定によりまして、議長より指名いたします。</p> <p>4番 辻内正誠議員 5番 下中一平議員を指名いたします。</p> <p>日程2 会期の決定についておはかりします。</p> <p>本定例会の会期は本日より10日までの8日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「異議なし」 の声あり )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は本日より10日までの8日間に決定いたしました。</p> <p>開会にあたりまして、中井町長よりごあいさつをお願い申し上げます。</p> <p>中井町長。</p>
<p>中井町長</p>	<p>開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>まずは、令和7年第4回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本定例会に上程いたします議案でございますが、専決処分の報告が1件、専決処分の報告及び承認案件が1件、条例改正が2件、動産の買入れが1件、訴えの提起が1件、補正予算案が6件でございます。</p> <p>この機会に行政報告のお話をさせていただきたいと思っております。手元でございますが9月の議会以降でございます。かなり行事が多くございますので、主なものをお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、9月22日でございます。吉野町移住体験施設リノベーションデザイン</p>

コンペ最終審査会が開かれました。これは永井邸でございますけれど、上市にある移住空き家を改装して、移住体験施設にするということで、近大建築部との連携が長い年月でございます。その中で、学生さんのデザインをですね、審査会をするということで決定をさせていただきました。できる限り今年度中を中心に改装して、上市地内でもかなりの空き家が、今、リノベされて活用されておりますので、移住者及び関係人口の創出にもつなげてまいりたいなというふうに思っております。

そして9月27日ですけれども、これは東京の奥村組のクロスイノベーションセンターにて、世界遺産・吉野大峯シンポジウムという形で、「世界遺産・吉野大峯のこころを未来へ」という形で開催をさせていただきました。昨年、世界遺産登録20周年を機に、単年度、その年度のイベントのみならず、こういった世界遺産の意義を伝えていこうという活動を続けさせていただいている一つでございます。

そして10月5日でございます。「サカセン」刊行記念報告会というのがございました。こちらのほうは、2020年、ちょうどコロナの時でございますけれども、阪本仙次顕彰会っていうのを立ち上げていただきました。近代吉野のですね、まちを形成していただいた、阪本家の三代、仙次さん、猷さん、千代さん、そういった功績を物語にさせていただいて、そして発表会を通して、この刊行記念報告会に至ったということでございます。特に、明治から昭和にかけて大きな功績をいただいたということで、歴史を学び、そして新しいまちをつくっていくという意味でも、こういった功績を町民の皆さん方、そしてまた、対外的にもしっかりともう一度確認しながら、新しいまちをつくっていったらなというふうに思ってますんで、また、是非、議員の皆様方も、まだ目を通されてない方はご覧いただければなというふうに思います。

そしてページをめくっていただきまして、10月11日でございます。「ネットを考える合宿オンラインキャンプ in 吉野」2025年開校式がございました。こちらの事業に関しましては、文部科学省の採択を受けた事業でございます。昨年も、この宮滝野外学校で開催された事業でございますけれども、青少年を取り巻く有害環境対策の推進という形で実施をされております。今の時代は本当

にスマホ依存率が高く、このネットと、またスマホと付き合いながら、どうやって生活をしていくかっていうところが問われますんで、そういったところ、自然豊かな地、吉野でオフラインキャンプをということで、昨年に続き開催をしていただきました。

そして10月20日からでございますけれども、地区別懇談会という形で、国栖地区を皮切りに、ちょうど11月7日の龍門地区まで6地区で、地区別の懇談会を開催させていただきました。こちらに関しましては、庁舎整備を中心とした吉野町のまちづくりという形で、現在までの進捗も含めながら説明をさせていただきました。こちらに関しましては、議員の皆さん方もご参加、詰めていただいて、ある一定程度その雰囲気であったり、またいろんな質問等々も聞いていただいたかなというふうに思ってます。詳細につきましては、また委員会で、この点についても報告も兼ねて意見交換ができればなというふうに思っております。

そして10月26日、勝手神社本殿の再建竣工式がございました。こちらは2001年の火災焼失で、勝手神社が消失となっておりますけれども、吉水神社の宮司さんを中心とした企業の皆さん方等々ですね、いろいろの支援がある中で、24年ぶりにこの勝手神社が再建されたということでございます。蔵王堂からですね、ちょうど勝手神社の通りも、だんだんと町並みも変わってきておりますんで、これを機に、しっかりと吉野山の観光者、そしてまた、活性化に向けても活用いただければなというふうに思っております。

そして10月30日でございますけれども、ふるさと吉野への愛を紡ぐ集いという形で、これも昨年から吉野町出身、ゆかりのある企業の方を中心に吉野に帰っていただいて、吉野の取組であったり、そしてまた、今、吉野の企業さんが、吉野に関わりながら置いている企業さんの意見交換会という形でさせていただきました。今年は34企業、団体、そして約60名の方が参加いただきました。議員の皆さん方もそれぞれの立場でご参加いただいた方もおられると思っておりますけれども、今年は昨年と違って、移住創業とかですね、移住に関わって、今、吉野町で事業をやっている方を中心にプレゼンをいただきました。そこに企業の方々がどういった支援ができるかということも、今後の動きの中

でしっかりと支援していければなというふうに思っています。

続きまして11月7日でございますけれども、吉野町こども議会がございました。これも今年で3年目になるわけですけれども、今年のこども議会の質問とか提案の仕方が、この議場にパワーポイント的な設えをしていただきまして、非常にわかりやすく説明をいただきました。これは私も議員のとき時代ですね、いろいろ各地回らせていただくと、このペーパーで答弁するよりも、やはり見られる方も含めて画面があるとわかりやすいというのがありますので、今後はやはりそういった形で質問であったり、また、行政の説明ができるといいのかなという形で、非常に参考にさせていただきました。特に、今年も5班10人の方から質問をいただきました。それぞれの児童が吉野町のことを調べていただいて、そしてまた、他地域のことも調べていただいて、ふるさとへの愛着と非常におもてなしを感じる質問がたくさんありました。是非ですね、そういった子どもたちの夢をかなえれるような形で、来年度の事業にも反映出来たらなというふうに思った次第でございます。

そしてページをめくっていただきまして、11月13日でございます。金峯山寺仁王門の保存修理事業立柱式、これは私が出張中でありましたので副町長に出席をいただきました。こちらのほうもちょうど令和10年12月の町の工事期間までということで、非常に順調に進んでいるということでございますので、再び、これから組み上げていくという工事の形でございます。予算規模も当初からやはり20億ぐらいが26億ぐらいになったということで、非常に人件費であったり資材の高騰で、こういったところも大変厳しい状況であろうかなというふうに思いますけれども、またこれから完成に向けてしっかりと支援もしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

そして11月15日、吉野町公式サポーター 吉野町長クロストークということで、奈良まほろば館で開催をさせていただきました。吉野町には関係人口の創出の中で5名の公認サポーターの方がおられます。その5名の方が関東のほうでどういう形で吉野町に関わったとか、いろんなことを意見交換しながらですね、参加いただいた方が、今後吉野に関わっていただければなということで、まほろば館でさせていただきました。その中で一つやはり心に残ってるのは、

その5名の方の数々が、この吉野の人々と関わることで、地域に関わることで、夢をかなえてくれる地であるという言葉、そのサポートの方も言われてました。それに関しましては、地域の方々とか、いろいろつながる方々がしっかりと一緒になって、そういった取組をしていっていることかなというふうに思っております。これから、国のほうもふるさと住民登録制度とか、そういう制度改正をこれからしていきますので、しっかりとそういった国の制度と、また、吉野町オリジナルのこういった取組をミックスさせながら、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

そして11月19日、全国町村長大会がNHKホールでございました。こちらのほうは、高市総理が誕生して初めての町村長大会でございました。特に、総理輩出っていうのは今まで奈良県でなかったので、ちょうど正面のところで町村長が高市総理のお話、来賓のあいさつを聞かせていただきました。力強く、地方の活力は、すなわち日本の活力であると、それぞれの地域の持つ伸び代を生かすというふうに強いあいさつもいただきながら、非常に我々も感動したということで、町村長大会を出席をさせていただきました。しっかりと、この11月っていうのは要望活動がございますので、今まで総理誕生っていうのはなかったもんですから、いろんな意味で、奈良県の町村長もしっかりと国と連携しながら取り組んでいけるということ、若干実感したところもございました。

そして11月20日、旧吉野小学校跡地利活用事業契約調印式が、これも東京の奥村組、奥村社長と調印を交わさせていただきました。これは昨年、10月4日に基本協定を締結させていただいて、そして建物の健全性の調査等々がある程度クリア出来て、この調印式に至ったわけでございますけれども、その1年間の中で町民の方々との対話とかですね、気づいていただきながら、令和9年の4月オープンに向けて、いよいよ改修工事が着手するところまでできました。しっかりと、それに向けて連携しながら、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

そして、12月1日でございますけれども、民生児童委員委嘱状伝達式、そして、民協の全体協議会、退任式がございました。これは3年に一回でございますけれども一斉改選の年で、新任の方が18名、そして、再任の方が28名、46

名の方が、この民生児童委員としてまた活躍をいただくということでございます。非常に最近では、人口減少と少子高齢化で、この民生委員の皆さん方の負担も大きくなっているところでございますけれども、しっかりと行政と連携しながら、住民福祉の増進につなげてまいりたいと思っております。

そして、同日12月1日でございますけれども、近鉄吉野線の沿線首長会議という形で、この吉野沿線というのは、橿原、明日香、御所、高取、大淀、吉野町という形で、それぞれの沿線ですね、この輸送密度等々、これからやはり、JR等々では廃線が増えてきております。何とか、これを単独自治体のみならず、沿線で、この鉄道と一緒に、地域活性化に取り組んでいきたいということで、まず首長の会議をさせていただきました。今後、青のシンフォニーを活用してですね、一度、その沿線の会議をしたりとか、いうふうな形で取り組んでまいりたいなというふうなところで、意見交換をさせていただいております。そういったところで、吉野町も今、庁舎整備とですね、各駅舎とかいうのを起点にしたまちづくりを進めているというところでございますので、しっかりと、吉野町のみならず、こういった沿線の自治体とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。以上、行政報告とさせていただきます。

改めまして12月議会、一般質問始め各委員会で慎重審議賜りますことをお願い申し上げます。

上滝議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項のただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 報第5号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事務局朗読 )

説明を求めます。

<p>椿本産業 観光課長</p>	<p>椿本課長。</p> <p>失礼いたします。報第5号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分 の報告について」お手元の提出議案等説明資料1ページに基づき、説明をさ せていただきます。</p> <p>専決処分の概要につきましては、吉野歴史資料館の木枝の落下による相手方 車両物損に係る損害賠償額を定め、和解することについてでございます。和解 の内容につきましては、相手方等につきましては、議案説明書に記載させていただ いておりますとおりでございます。事故概要につきましては、吉野歴史資料 館の第二駐車場におきまして、植木の枝が風等による影響によりまして、折れ て落下をいたしまして、駐車していた相手方の所有する車両に接触をいたし、 へこみを生じさせたものでございます。過失割合については、本町が100%と いうこととなります。損害賠償額につきましては、本町の損害賠償額が18万 5,097円でございます。その他といたしまして、今後、吉野町及び相手方双方 におきまして、本事項に関して異議を申立てないことを確認しておるところで ございます。報告については以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">( 「 質 疑 な し 」 の声あり )</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>本件につきましては、報告にとどめます。</p> <p>日程5 承第4号「地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告 及びその承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗 読いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 事 務 局 朗 読 )</p> <p>説明を求めます。</p> <p>紺田参事。</p>

紺田 参事	<p>失礼します。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によります専決処分の報告及びその承認を求めることにつきまして、議案説明資料 2 ページに基づきましてご説明させていただきます。</p> <p>専決処分の概要につきましては、令和 7 年度吉野町一般会計補正予算第 5 号でございます。専決処分日につきましては、令和 7 年 10 月 24 日。予算の概要につきましては、補正前の額といたしまして 67 億 1,932 万 5,000 円でございます。補正額は 679 万円、補正後の歳入歳出の予算額 67 億 2,611 万 5,000 円でございます。歳入、歳出も 679 万でございます。歳出でございますけれども、衛生費で、特定外来生物の防除事業といたしまして、クビアカツヤカミキリの樹幹注入の薬剤費、そして、駆除の補助費の費用でございます。これにつきましては 9 月議会以降、被害状況の確認をしたところ、被害の拡大がかなりあるということで、早急に対応することから専決をお願いすることでございます。以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
上滝 議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>辻内議員。</p>
辻内 議員	<p>早急に対策が必要だということで、専決処分内容についてはどうこう申しませんが、薬剤は一体幾らのものを幾ら用意したのか。そして、その数の根拠を示していただきたい、このように思います。</p>
上滝 議長	<p>紺田参事。</p>
紺田 参事	<p>薬剤につきましては、一本当たり、詳細につきましては、総額で大体、樹幹注入で 500 万円。そして、防除につきます補助事業といたしまして残りの 179 万円でございます。詳細につきましてはちょっと今、手元に資料確認しているところでございますけれども、一本当たりの金額等につきましては、また、委員会のほうで説明させていただきます。</p>

<p>上滝議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>辻内議員、よろしいか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 はい 」 の声あり )</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">( 「 意見なし 」 の声あり )</p> <p>意見がないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本件を報告のとおり、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 異議なし 」 の声あり )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程 6 議第 48 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>井本課長。</p>
<p>井本財政・デジタル推進室長</p>	<p>失礼いたします。議第 48 号 令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に 1,754 万 3,000 円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算額を 67 億 4,365 万 8,000 円とするものでございます。また、債務負担行為の補正といたしまして、介護給付費返還訴訟の費用を令和 8 年度まで、限度額 130 万円と定めるものでございます。また、地方債の補正といたしまして、緊急自然災害防止対策で限度額を 200 万円、また、こども園の施設整備に関しまして、950 万円を追加しまして 8,330 万円とするものでございます。</p> <p>続きまして、歳入の補正でございます。13 款「分担金及び負担金」といたしまして、治山事業の分担金で 100 万円。また、15 款「国庫支出金」で、就学前</p>

教育・保育施設整備交付金を 947 万 7,000 円減額するものでございます。また、16 款「県支出金」で、治山事業補助金を 250 万円の増額。20 款「繰越金」で 1,202 万円の増額。22 款「町債」で、過疎対策事業債を 950 万円の増額、緊急自然災害防止対策事業債を 200 万円増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正でございます。3 款「民生費」で、老人福祉事業で 68 万 4,000 円の増額、介護保険事業特別会計繰出金で 682 万円の増額、合計で 750 万 4,000 円の増額でございます。続きまして、4 款「衛生費」でございます。南和広域医療企業団支援事業で 433 万 9,000 円の増額でございます。続きまして、5 款「農林水産業費」で、治山事業で 570 万円の増額でございます。説明は以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 7 議第 49 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

森井長寿福祉課長。

森 井 長 寿  
福 祉 課 長

失礼いたします。議第 49 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算第 3 号について」でございます。

補正予算の概要、補正前の額 11 億 9,731 万 3,000 円。補正額 5,455 万 4,000

円。補正後の歳入歳出予算額ですが、12億5,186万7,000円となっております。  
歳入の補正ですが、1款「保険料」1,096万3,000円から6款「繰入金」682万円まで合計しますと、合計5,455万4,000円です。

歳出の補正です。2款「保険給付費」内訳といたしまして、居宅介護サービス給付事業3,474万5,000円。施設介護サービス給付事業826万2,000円。居宅介護サービス計画給付事業467万6,000円。地域密着型介護サービス事業687万1,000円。合計5,455万4,000円でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程8 議第50号「動産の買入に係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

紺田参事。

紺田参事

失礼します。議第50号「動産の買入に係る財産の取得について」議案説明資料の5ページをお願いいたします。

取得の品目につきましては、小型塵芥車1台でございます。配置場所につきましては、吉野町クリーンセンター、取得目的につきましては、ごみ収集運搬

事業に係る車両整備でございます。取得金額につきまして、1,194万9,540円でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。契約の相手方、そして、支出科目につきましては、お示しのとおりでございます。根拠法令につきましては、地方自治法第96条第1項第8号でございます。その他といたしまして、当該塵芥車につきましては、平成5年度に登録し、32年が経過しております。老朽が著しいこと、また、点検時には不良が発生し、度々修理をされているということから、今回、更新をするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

日程9 議第51号「訴えの提起について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

森井課長。

森井長寿

失礼いたします。議第51号「訴えの提起について」でございます。

福祉課長

訴えの提起の概要についてですが、相手方につきましては、ご覧のとおりとなります。訴えの提起の内容ですが、不適正な請求により支給されておりました介護給付費等の返還を求めましたが、相手方が当該返還請求に応じないことから訴えを提起するものです。返還請求の理由ですが、令和7年8月22日付で、

当該福祉施設所在市町村より、運営指導の指摘後における事業所の対応についての報告があったことに基づき、令和2年5月から令和6年2月までの期間におきまして、福祉施設事業者の職員の配置数が、人員基準を満たしていなかったにもかかわらず、減算対象期間におきまして減算がなされていなかったためです。返還請求額は309万5,125円です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 52 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

中尾総務課長。

中 尾  
総 務 課 長

失礼いたします。それでは、本日お配りいたしました提出議案等説明資料、追加議案の冊子のほうをご覧いただきたいと思います。1ページをお願いいたします。議第52号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」でございます。

人事院勧告を受けまして、国家公務員の給与改定が行われることに伴いまして、本町の一般職の職員の給与を国家公務員の給与に準じたものとするため

ございます。根拠法令等といたしましては、地方公務員法第 24 条でございます。

改正する条例の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。まず一つ目は、国の給料表の改定に準じた本町給料表の改定でございます。次に、地域手当 2%から 4%への引上げでございます。続きまして、通勤手当に関しましては、現行の通勤手当を 200 円から 7,100 円までの幅の引上げを行うものでございます。あわせて、通勤手当につきましては、100 キロ以上の上限の距離の区分を新設をさせていただくものでございます。それから、期末勤勉手当について、支給月数をそれぞれ年間 0.025 か月分の引上げを行うものでございます。期末勤勉手当については、下の表をご覧くださいと思います。令和 7 年度につきましては、6 月期の支給が終わっておりますので、令和 7 年度 12 月分といたしまして、それぞれ 0.025 か月分引上げを行います。8 年度以降については、6 月期、12 月期と分けまして、それぞれ 0.0125 か月分を引き上げるというような改正でございます。

施行期日につきましては、第 1 条関係につきましては、公布の日から施行となっております。第 2 条につきましては、令和 8 年 4 月 1 日の施行となるものでございます。以上です。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 11 議第 53 号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗

読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

中尾総務課長。

中 尾  
総 務 課 長

失礼いたします。提出議案等説明資料2ページをお願いいたします。議第53号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」でございます。

主旨といたしましては、会計年度任用職員の給料表を改めるものでございます。こちらにつきましては、国家公務員の給与改定に準じまして、吉野町の一般職の職員の給料表を改めることに伴いまして、会計年度任用職員につきましても、一般職職員の給料表に準じたものとするためでございます。

改正の概要でございます。別表の給料表の改正でございます。一般職職員の給料表に準じた改正を行うということで、改正額の例につきましては、一般行政職の1級1号でございますと、パートタイムの職員については、時給1,127円から1,203円ということで、76円の引上げを行うものでございます。また、月額で支給するフルタイム職員につきましては、18万3,500円から19万5,800円の1万2,300円の引上げ等を行うものでございます。

施行期日につきましては、こちらにつきましても、第1条関係については公布の日から施行ということで、第2条関係につきましては、令和8年4月1日の施行となります。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 12 議第 54 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

井本財政・デジタル推進室長。

井本財政・  
デジタル  
推進室長

失礼いたします。議第 54 号 令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、3,079 万 9,000 円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算額を 67 億 7,445 万 7,000 円とするものでございます。

歳入の補正でございます。13 款「負担金」といたしまして、吉野広域行政組合派遣事務負担金 25 万円の増額、また、奈良県広域水道企業団派遣事務負担金といたしまして 148 万円の増額、合わせて 173 万円の増額でございます。続きまして、15 款「国庫支出金」でございます。重層的支援体制整備事業交付金で 11 万 9,000 円の増額、また、16 款「県支出金」といたしまして、同じく、重層的支援体制整備事業交付金 5 万 9,000 円の増額、19 款「繰入金」といたしまして、介護保険特別会計からの繰入金 7 万円の増額、20 款「繰越金」といたしまして、2,882 万 1,000 円の増額でございます。

続きまして歳出の補正でございます。1 款「議会費」から 9 款「教育費」までの職員給与費を増額するものでございまして、合計で 3,079 万 9,000 円の増額でございます。主な増額の理由といたしましては、議第 52 号でご説明させていただきました内容に伴いまして増額するもの、また、育児休暇、新規職員の採用、また、退職者との増減で合計 3,079 万 9,000 円を増額するものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 13 議第 55 号「令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

中尾町民税務課長。

中尾町民  
税務課長

失礼いたします。それでは 4 ページをお願いいたします。議第 55 号 令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号でございます。

補正前の額 10 億 7,222 万 2,000 円に補正額 70 万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算額を 10 億 7,292 万 2,000 円とするものでございます。

歳入補正につきましては、7 款「繰越金」70 万円でございます。繰越金を財源とさせていただきます。

歳出の補正といたしましては、4 款「保健事業費」職員給与費でございます。こちらにつきましても、人事院勧告による町の条例改正による改正でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

( 「質疑なし」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 14 議第 56 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 4 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

森井長寿福祉課長。

森井長寿  
福祉課長

失礼いたします。議第 56 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 4 号について」でございます。

補正予算の概要ですが、補正前の額 12 億 5,186 万 7,000 円。補正額 57 万 1,000 円。補正後の歳入歳出予算額は 12 億 5,243 万 8,000 円となっております。

歳入の補正についてですが、1 款「保険料」18 万 7,000 円から、6 款「繰入金」9 万 5,000 円まで合計いたしますと、合計 57 万 1,000 円です。

歳出の補正です。3 款「地域支援事業費」50 万 1,000 円、職員給与費。5 款「諸支出金」7 万円、一般会計繰出金、合計 57 万 1,000 円となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 15 議第 57 号「令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）」

第1号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

紺田参事。

紺田参事

失礼します。議第57号「令和7年度吉野町下水道事業特別会計補正予算(案)第1号について」ご説明させていただきます。

補正予算の概要でございます。収益的支出の補正といたしまして、補正前の額2億1,085万5,000円。そして補正額につきましては、33万6,000円でございます。補正後の額といたしまして、2億1,119万1,000円とするものでございます。予算第8条に定める経費といたしまして、補正前の額939万6,000円、補正額33万6,000円、補正後の額973万2,000円とするものでございます。全て給与改正に伴います給与の補正でございます。よろしくお願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

一般質問に入る前に7分間だけ休憩とさせていただきますので、開始時間は11時ということでよろしくお願いいたします。

( 午前10時53分 休憩 )

( 午前11時00分 再開 )

再開いたします。

日程 16 一般質問に入ります。

澤木久美子議員より出されております

(1) 県が進める都市計画区域における南部・東部地域の土地利用制度の見直しの方針について

(2) 「ON・OFF のまち吉野」企業等応援補助金の実施状況とその他支援制度について

の一般質問をお願い申し上げます。

澤木議員。

澤木議員

2番 澤木久美子です。本日は質問の機会をいただきありがとうございます。私からは、以下の二点について質問させていただきます。今、議長からもお伝えいただきましたが、一つ目は、都市計画区域における南部・東部地域の土地利用制度の見直しの方針について、そして、二つ目に「ON・OFF のまち吉野」企業等応援補助金の実施状況とその他の支援制度についてお伺いします。

まずは、土地利用制度の見直しについてお伺いします。奈良県では、令和7年10月末から都市計画区域内における土地利用制度の見直し運用が開始されました。この制度は、無秩序な市街化につながらない範囲で、農林漁業や景観等との調和を図りながら、市町村長のリーダーシップのもと、地域が求める将来像に沿った土地利用や、真に必要な施設の立地が行えるよう見直しを図るとされています。対象となるのは市街化調整区域です。50年以上前に指定されたこの区域については、特に、龍門地区を中心に、開発の壁として多くの方が苦労されてきたと承知しています。もちろん、その規制によって守られてきた田畑の風景がある一方で、近年では、担い手の減少によって守り続けることの困難さも強く感じています。私が初めて吉野山以外の吉野町を訪れたのは、龍門地区の山口でした。7年前、夏の田園風景の美しさに感動したのを今でもよく覚えていますし、地元の方にも自慢されました。とてもすばらしいことだと当時は思っていたのですが、僅か数年で田植えがされなくなった田んぼが増えている現実があります。そんな中でも、農地を守ろうと立ち上がっておられる方々

や、町外から龍門地区の活性化に取り組まれている方々がいます。しかし、活動拠点の整備において、この市街化調整区域という規制が障害となっているという声も聞いています。また、先日来、実施されました行政懇談会では、町長から町内各地域の将来ビジョンが示されましたが、今回の制度見直しは、その地域ごとの将来像とも深く関わってくると感じています。そこで、以下の点についてお伺いします。今回の制度見直しは、市町村長のリーダーシップのもとで、地域が求める将来像に沿った土地利用を可能にするものです。この制度を踏まえて、市街化調整区域に対して、現時点で町長がお持ちの具体的なビジョンをお聞かせください。

上 滝 議 長

中井町長。

中 井 町 長

澤木議員の一般質問のほうにお答えをさせていただきます。今、タイムリーな質問ということで、10月30日に県からこの方針、見直しということが発表されました。この経緯でございますけれども、南部・東部のそれぞれ首長さんが、この市街化調整区域の中での開発がなかなか出来ないのも、昔のですね、人口とですね、減少している中で、なかなか地域の活性化が図れないということで、ある一定程度、県のほうで運用の見直しをしていただいたというのが、今、澤木議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。その中で、今、市町村のリーダーシップのもと、具体的な活動を、活動というか策定をしていかなければいけないというのが、これからになるのかなというふうに思います。その中で、私のほうで、今現在考えているビジョンというのを少しお話をさせていただきたいと思います。制度設計については、若干、そのタイムスケジュール的なことは担当者のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、今、庁舎整備を中心としたランドデザインを描こうとして、これから進めていこうと思っております。その中でも特に、龍門地区というのは旧吉北の活用であったり、そしてまた、南都銀行さんが龍門文庫を活用されて、なかなかそういった整備がまだ進んでないというのが現状の中で、やはり、この辺は、龍門地区、先ほどおっしゃっていただいたように、田園風景を守る、農業を振

興していくチームが今、立ち上がってます。それと同時に、この旧吉北を一日も早く利活用してほしいという中には、当然、公共施設であったりいろんな施設の誘致はあるんですけども、まず土地利用を何とかしてほしいという願いも、やはりその中には組入れられていました。ですから、これから行政としてですね、この運用の見直しがあつて、今、まずはしないといけないということは、その制度設計がどれぐらいのタイムテーブルでできるかということもまず把握しないとイケない。これは庁舎内でまずその把握をしていかないといけないというのが一つございます。その前には、当然、行政としてどんなビジョンを持つかっていうのは、今、地区別の人口であったり人口構成であったり、産業構成、そして、今の農業のやってる人々の思いであったりとかつていうのを、合意形成をしていくための、まず土台ベースを行政内で調整しないとイケないかなというふうに思ってます。その中で、地区の方々の意見も聞きながら、いわゆるどういうふうな、この地区計画的なもんですね、これ、正式的にはふるさとの保全と活用の方針という形の策定をしていかないといけないんです。それを県に認可していただいて、それのもと進めていくというのが、今の現況でございますので、これからは、まず、その制度設計のスケジュール感であったり、中身がどういう形で、それが可能なのかということをもう一度庁舎内で詰めた上で、そして、令和9年度ぐらいに予算化できるような形で持っていければというのが、今のざっくりとしたイメージ感でございます。ですから、来年度ですね、これ、やはり、今テレビでですね、よく報道されてるのは天理とか桜井が、一部観光地としてやっていきたいと言われてます。ただ、これも中身がですね、まだこれ、県も運用がこれからスタートしますんで、どういうレベルでの詰めをしていくかということと、当然、地域の方々の思いであったり、合意形成が必要になってきますんで、そういったことを段階的に進めていくというのが、恐らく令和8年度になろうかなというふうに思っております。以上でございます。

上 滝 議 長

澤木議員。

澤木議員	<p>スケジュール感も大事なんですけれども、この龍門地区の最終的についていうか、将来的にどういう姿にしていくのがいいかというのが、ビジョンだと思うんですけれども、ちょっと今、その辺りが具体的に町長の中に、余りまだ、固まっていらっしゃらないような、今のお聞きしてる内容だと、若干、ちょっと私には余り見えなかったんですが、確かに龍門地区においては、美しい農地景観を守るということもすごく大事なことだと思いますので、商業施設が欲しいとかいう話とは別にですね、どうその地区を守っていくのかということだと思いますと、先ほどちょっと、そういう活動しているグループが出来てきているという話はありませんけれども、実際のところ、かなり、皆さんも高齢化が進んでいるということですので、あと5年やっていけるかなっていう話も聞きます。で、そういう農地景観を守るといって言いますと、例えば、農業法人などの企業誘致とか、また、その受入れ体制としては農地の集約化というのが大事だと思うんですけれども、例えば、この制度、今回の制度見直しと同時に、こうした取組を進めていく、推進していくというお考えはありませんか。</p>
上滝議長	町長。
中井町長	<p>当然、今、澤木議員がおっしゃっていただいたように、龍門地区の中でもそれぞれの活動をしています。ですからこの協議体を、まず、一堂に会さないといけないなというふうに思ってます。それぞれ制度を使いながら動いてくれるんですけど、まだ、やはりその機械の購入であったり共同利用であったり、そして、この地区はこういう形でやっていくというのを、それぞれの地区でやってる。つながってるところもありますけれども、まだ全部がつながってないところがありますので、集約化という前提の中では、まず、その協議体の中で合意形成なり、ビジョン協議をしないといけないかなというふうに思います。ですから、そういう場をつくるにあたってですね、町としてのある一定程度のビジョン的なもんは、これは確定ではないにしてもですね、方向性は示していきたいなと思ってます。それが今、庁舎整備を起点とした吉北の利活用ですね、今、この公民館と吉北の利活用の形をイメージしてもらいながら動いてるところも</p>

	<p>ありますんで、その周りをどうしていくか。当然、商業施設ってのはなかなか難しいけれども、農業振興するためのレストランとかカフェとか、そういうのが、そういうグループの中でもやっていきたいとか、吉北がいわゆる、そういう、今の進めている過程の中でいくと、こういう施設があったほうがより連携できるだとかいうのがぽつぽつと。まだまだ、JAの竜門跡もありますし、そういったものが非常に、皆さん方の考えてることも含めてやっていかないと、やっぱりこっちだけが進んでしまうとなかなか難しいところありますんで、しっかりと丁寧に制度説明をしながら進めてまいりたいなと思います。</p>
上滝議長	<p>澤木議員。</p>
澤木議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>具体的にはこれは担当課は町長公室になると思うんですが、これからの進め方について、今の時点で結構ですので、どんなご予定を持ってらっしゃるのか教えてください。</p>
上滝議長	<p>戸毛室長。</p>
戸毛町長 公室長	<p>失礼いたします。今、具体的なこれからの作業をどう進めるかというようなご質問であったかというふうに思います。先ほど町長からも大体概要のほうご説明ありましたが、最終的にはこのふるさとの方針の策定と公表をやっていくということが大きな目的になるというようなことを目指していくわけなんですけども、それに伴いまして、幾つか越えなければならないハードルと申しますか、作業がございます。一つ目は、事前調整ということで、まず、県のほうと最初の協議を始めていくということがございます。その次に、方針の素案を検討すると。その次に、方針案の作成、取りまとめ、方針案の完成。そして公表というような、この、今、言いますと大きく四つのカテゴリーを迎えるということになる。途中で市町村の関係課との調整、もちろん庁内の調整もいる。先ほど町長おっしゃいましたように、今度、地元との調整というようなことが</p>

必要になるということをまず従前として、我々把握をしているところでございます。先ほどありましたように、県のほうから10月31日に見直しの方針が示された。先月、南部・東部サミットで県のほうからも、こういう地域でこの見直しを行ったのでやっていきましょうと。やっていってほしいというようなことがございますので、早速、政策会議のほうで、まずこれに取組ますという意味決定というか、その部分については一定の意思を確認して、我々町長公室と、それから暮らし環境整備課のほうと、二つになってやっていこうという体制をまず決めているところでございます。それで、今年度につきましては、先ほど町長おっしゃいましたように、今、どれだけの作業量があるのかということももちろんございます。そういうこともございますので、まず、他町村の動向と踏まえ、それから県のほうにお伺いさせていただいて、吉野町がこれから進めるにあたってどういう進め方がいいかという辺りを、今年度中にまとめていくというようなこととなります。次年度につきましては、いわゆる素案をまとめていく作業が必要になりますので、そういう作業をできるだけまとめて、先ほど町長おっしゃいましたように、早ければということになりますけども、9年度策定に向けて一定こう、方針としてまとめないといけないので、どの程度の予算が必要になるかと、予算化については今のところ早くても9年度かなと思いますけども、先ほど言いましたように、庁舎整備の話もありますので、一定の方向性はやはり次年度中にまとめてまいりたいなというところでございます。ただし、まだ、どこの町村にとっても初めてといたしますか、これを手をつけていくのに作業量も含めて考えてまいりますので、今の段階ではそういうふうなお答えになるかと思っております。以上でございます。

上 滝 議 長

澤木議員。

澤 木 議 員

初めてのことというのはかなり、ここで、具体的なスケジュール感を言うというのはとてもハードル高いことは承知しました。今回、ちょっと少しお話をお聞きしたときもそうですが、多分、制度に基づく計画策定というのはかなり専門性も高くなると思いますので、結果的にはどこかにコンサルティングをお

願いするという話になるのかと思います。ただ、住民の声を聞くという部分に関しては、行政自身が直接担うべきだとは思っています。ご承知だとは思いますが、やっぱり地域の空気を知っている職員が話を直接聞くということが、より深く、そしてより早くですね、理解が進むと私は思います。制度運用を加速するためにも、どうしてもコンサル依頼をするときというのは、どういう仕組みにするのか、どういう仕様にするのかっていう、考えている時間が長くなりますが、それと並行して住民の声を聞くということは、すぐにでもできることかと思しますので、是非、早めに着手していただきたいと思います。その意見集約の対象範囲についてですけれども、地元の方、龍門の方とも少しお話をしましたけれども、やっぱり地元の方もいちばん気になってるのは高齢化です。今は頑張ってるけど、いつまで頑張れるかっていうのは、もちろん、ご自身も、いつまでも頑張りたいと思ってるんじゃないかなと思いますけれども、平均年齢、かなり上がっていると聞いています。そういう高齢化が進む中では、どうしても地域だけで将来的に合意形成をしていくっていうのは難しいと思いますし、逆に言うと、将来的なことを考えるためには、やっぱり若い世代の声も必要だと思います。じゃあ、どこにいるのかってなると、どうしてもやっぱり今の現状は厳しいので、先ほどの話、その前に関係人口という話も出てましたけれども、吉野町を支える存在としては、これからもIターンも含めUターンとか、関係人口の方々の声も聞くべきかと思いますが、その辺を何とかこう反映させていただきたいと思います。今、外から来て、龍門地区を活性させたいと大阪から通ってくださってる方もいますし、それから町内でも、龍門で何かやりたかったけどちょっと難しかったと諦めた方もいらっしゃると思うんですが、そういう方たちからの声っていうのを、何かこう反映できる仕組みっていうのは考えていただけるような、何か方法はありますでしょうか。

上 滝 議 長

町長。

中 井 町 長

今、それぞれの地区で動いてる、私もある一定程度把握してます。若い人が古民家を改装して、クラファンやったりとかですね、私もその場所も行きました

たけども、やっぱりいちばん大事なのは、その人たちのグループの活動を他の人もまず知ってもらおうということだと思っんですね。恐らく、ここだけが動いてしまうとこっちは知らない、こっちはまた違うことをやっていこうという、多分、その調整が、いわゆるその地区の中で、やっぱやっていかなあかんことかなというふうに思ってます。だから、やはり若い人が入るにしても、そこで受け入れる環境の人たちがどれぐらいのネットワークを持って、それをやっぱり調整しながら進めていくかとやっていかないと、ある一定の人だけが進んでしまうと、なかなかこれまた、進まないというところもありますんで、そこはしっかりとしたその場をつくりながらやっていくというのが大事かなと。ですから、やっぱりお互いがどういうことを考えて、どういうことをやろうとしてるかっていう事を持つことを、まずやっていきたいなというふうに、担当課のほうに指示を出していきたいなというふうに思ってます。

上 滝 議 長

澤木議員。

澤 木 議 員

是非、折角庁舎の移転の問題もありますので同時進行、もしくはそれに先行するぐらいの勢いで進められるぐらいのスピード感を持っていただいて、これは是非、プロジェクトチームをつくってですね、臨んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、もう一つの質問に移らせていただきます。「ON・OFF のまち吉野」企業等応援補助金と支援制度についてお尋ねします。この制度は、空き家や空き店舗などを活用した小規模な企業の進出を支援するもので、大型の工場誘致とは異なる吉野町らしいスタイルの企業支援策として私も注目はしていますし、人気もあると聞いています。まず、この補助金のこれまでの利用件数や内容など、実績についてお聞かせください。

上 滝 議 長

戸毛室長。

戸毛町長 公室長	<p>失礼いたします。今、「ON・OFFのまち吉野」の補助金の内容とそれから実績についてというご質問であったというふうに認識しております。簡単に申しますと、先ほど澤木議員おっしゃられましたように、この補助金は、町外から来ていただく方で創業を目指す方について、いわゆるサテライトオフィスの設置、または空き家等を利用して何かしていくという方に補助を出していくということで、サテライト系の方については、原則50万円上限とすると。それから、いわゆる空き家を使われる方については100万を上限です。一部上乗せ条項もございますので、例えば、100万円でしたらその10%で110万円を上限とするというような補助内容でございます。令和6年8月から受付を開始させていただきました。令和6年度については1件、それから、令和7年度については5件という形で、まず件数についてはこの件数ということになります。令和7年度につきましては、そもそも予算組、上限も含めて550万ということで5件ということですので、既に9月をもって受付を一旦、終了をさせていただいているということでございます。なお、一部問合せ等があって、次年度でもいいので申請をしたいという方が、既に2件いらっしゃるという状況でございます。それで地区で言いますと、吉野地区が2件、それから中竜門地区で1件、国栖地区で1件というような流れでございます。それから分野別で申しますと、飲食系が2件、それからアトリエ工房系が2件、ゲストハウスが1件、農業事業が1件ということになっております。少しだけ補足しますと、先ほどの都市計画の話にも係りますけど、中荘と龍門地区はないではないかという話で、やっぱりこれは先ほど言いましたような、市街化調整区域の問題も一部我々絡んでるのかなというふうな認識をしているところでございます。今の現状についてのご説明は以上でございます。</p>
上滝議長	澤木議員。
澤木議員	<p>はい、ありがとうございます。人気が出てきていると私も聞いてますし、来年度を待っているという声も私も何件か聞いてます。そこでですね、来年度、どのような改善や継続の方針をお持ちかについて教えてください。</p>

上滝議長	戸毛室長。
戸毛町長 公室長	<p>今後の方向性についてというご質問だと思います。我々も今、結構問合せが多くて有意義にいくという、空き家バンクに来られた方が、この移住創業を目指す方についてはこれを紹介して、こういう特典ではないですけども、こういう制度がありますよということで一定の流れが出来ているということで、いわゆる町外から入ってこられる方については、なかなかいい流れが出来つつあるのかなというふうに。これについてもいろいろ今度、方向的に、今、受付を順次にやっておりますけども、一括でこういうところでやりたいみたいなやり方を考えるのかという話が一点、それから、いわゆる町外ということがありますので、町内についても同じように、起業していきたいというニーズがあるのではないかということの認識はしています。ただし、今の町内の起業を目指される方については商工会のほうにおつなぎをさせていただいて、一定数、商工会のほうで機能させていただいておりますので、我々、4年度までは町内の創業に向けての補助金もやっておりましたけども一旦止めているという状況です。ただし、際限なく補助金を広げるという考え方がいいのかということも、やっぱり財政サイドで今、ちょうど予算編成方針の時期ですので、確定的なことを申し上げるのは難しいんですけども、我々担当課としては、やはり町外だけでいいのか、町内の創業の方をどうするのかということの課題意識を持って、この補助金の要綱を見直すか否か、いわゆる対象範囲を広げるのかとか、期間を例えば限定するのかとか、いうあたりについては少し、財政サイドとも今、ご相談をさせていただいて、一旦計画を見直しをかけながら、最終、理事者査定といたしまして執行部の方のご意見もお伺いして、予算の時期に改めてこの補助金の方向性を定めていきたいというのが現状でございます。</p>
上滝議長	澤木議員。
澤木議員	今のお話の中にあつたと思うんですが、今、ちょっと早いもん勝ち的なとこ

ろを、例えば一括でということは、内容によってコンペというか、内容によって補助を出すかどうか、採択するかどうかというところも検討の中に入っているということで間違いないですか。

上 滝 議 長

戸毛室長。

戸 毛 町 長  
公 室 長

詳細をまだ固めてるわけではございませんが、少しだけ話すと、伴走支援の方も来られて、いわゆるこういう移住創業をしていくときに、おっしゃるように早いもん順にいきますと、地域が場合によつたらばらけるとかということもございます。例えば面的にとらえて、この地区で移住創業を目指したらどうかというようなご支援の方向性を、伴走支援の方からもご提案をいただいている現状があって、例えば、この地区でまとめて募集するのがいいのかとか、いや、おっしゃるようにコンペ形式がいいのかというあたりは、少しこう、制度を使いたいという方が一定数いらっしゃるという認識があるので、そこについては確定的なお返事難しいですけども、そこについて改善点、今のご意見も踏まえて、やっぱり我々考えていく必要があるのかなというふうに思っているのが現状でございます。

上 滝 議 長

澤木議員。

澤 木 議 員

いろいろ改善は必要だとは思いますが、使い勝手が悪くならないようにだけは、ちょっと気をつけて検討していただきたいと思います。先ほども戸毛室長からも触れられましたように、実際に移住のときは起業は考えてなかったと。何か始めようと思ってはいなかったけれども吉野へ来てみて、ここだからこそ挑戦してみたいことが出来たというときに、移住してしまつてるとこの制度を使えないんですよね。そもそもが企業誘致という部分でいうと、外から呼び込みたいという趣旨もよく理解はしていますけれども、先ほども言っていたように、住んでからでも挑戦したい、もしくは、今まで住んでいた町民だった方が、そういう新しい動きに影響を受けて何かやってみたいなど。

それは法人化しなくてもいいと思うんですよ、個人的に。例えば、たこ焼きややってみよっかなっていう声を私聞きました。そんなことからでも小さいことからでも、既に町民であっても挑戦しやすいっていうことを、何か支援が必要じゃないかなと思っています。それは先ほどおっしゃってたように補助金だけではないと思うんです。例えば私も吉野へ来て、法人も吉野に移したときに思いましたけれども、法人町民税の減免とかですね、期間を決めて減免するので、ここで挑戦してみてねっていうのも一つだと思いますし、それから建物を改修すると固定資産税が上がるということがあると思うんですけれども、それに対しての軽減しますよとか、そういう税の優遇というのも十分支援策になると思います。それからもう一つはですね、相談窓口が欲しいんですよ。どこへ相談に行ったらいいのかわからない、そういう制度吉野町にありますかって私、移住者さんの相談を受けるボランティアもさせてもらってますけれども、そういう声聞きます。どこへ行ったらいいですか。ううんって。来てからだと商工会に相談したり出来ますよって言うんですけど、そうでなくて空き家バンクへ来ました。建物を見ました。ここでちょっとこんなことやってみいんですけど何か支援ありますかって聞かれたら、本当今、ここって言えるところがないんですよ。それは結局、それだったらこっちですね、それだったらこっちですねっていう、いわゆる縦割りで横を横断しているところがないっていうことでいうと、やっぱり総合的に受けられる窓口、そういう窓口があるっていうのは、大きな支援になると私も考えますので、先ほど出ていた商工会との連携というのも含めてですね、じゃあ商工会行ってくださいではなくて、ここでこういうふうな段取りを踏んでいくと出来ますよっていう、案内だけでもできるような仕組みを考えていただけたらなと思います。本当に今ですね、移住して何かを始めた人が刺激となって、それを見た町民が挑戦を何かしようかなとか、そして、その姿に感化されて、外で今住んでいる人もですね、私もちょっと帰って何かしてみたくなくなってきましたみたいな声をちらっと聞いたことがあります。つまり、そんな循環が既に少しずつ生まれているように私自身は感じています。これはでも皆さん、民の力です。民の力を生かすために、縛りはつくらないでください。なるべくですね、民の力を生かせる行政の動きというのは、あくまで

も手を添えて、後押しをしていくということだと思います。そのための支援の仕組みと受入れ体制づくりには是非、力を注いでいただきたいと思います。「挑戦の地、吉野」町長この言葉ですよね。吉野は。この言葉に恥じない迅速な体制づくりを是非、お願いしたいと思い、最後、私の言葉とさせていただきます。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

上 滝 議 長

続いて、辻内正誠議員より出されております

(1) 住民票等の宅配に関して

(2) 起業家コンペの実施について

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻 内 議 員

4番 辻内です。一般質問をさせていただきます。6月、9月議会での一般質問は少々私らしくない、やや理事者を責めるような質問がございました。今回は私らしく、超提案型の質問を二つさせていただきます。

それでは、まず一つ目の質問に入らせていただきます。私がまず、5.6分しゃべりますので、担当課長並びに町長はそれぞれ3分以内の一括回答でお願いいたします。タイトルと申しますか、結論は役場職員による住民票、印鑑証明等の宅配の実施でございます。どのようなものか、私が宅配をお願いする側として例を示します。私が役場に電話をします。もしもし三茶屋の辻内です。私の住民票を一通、来週水曜日までに持ってきていただきたいのですが。役場側が答えます。承知しました。何に使いますか。私のパスポートの取得ですと答えます。役場側は、はい、しばらくお待ちください。お待たせしました。それでは、月曜日の昼1時ごろ持って行かせていただきます。辻内さんは、本人確認のためにマイナンバーカードか免許証、それと手数料の300円、お釣りの要らないように用意しておいてください。私が承知しました。よろしくお願います。電話を切ります。月曜日の昼1時がきました。ピンポン、辻内さん、役場から住民票をお渡しに来ました。はい。辻内さん、マイナンバーカードを見せていただけますか。はい、確認しました。ありがとうございました。住民票

です。お受け取りください。手数料の 300 円をお願いします。はい、確かに受け取りました。それではお元気で。さようなら。こんな感じでございます。

これを奈良県では斑鳩町が実施しております。私は、昨年 11 月に斑鳩町役場に行つて担当職員さんと課長さんから話を伺いました。そのことも含めて、町としてやらなければならないことを整理しました。ただ一つ、対象者の絞り込みです。吉野町の 6,000 人弱の住民が、この制度を使い始めると大変なことになります。結論は自宅から役場、あるいは住民票が発行できるコンビニや郵便局までの移動が大変な方のみ絞ります。まず、同居の家族の誰も車の運転が出来ないこと。デマンドバスがありますが、デマンドバスのバス停までの移動が非常に困難な方、こういう方に絞ります。デマンドバスの登録者が 1,500 人強おられますが、デマンドバスは、車を運転しておられる方もたくさん登録されております。また、家族が車を運転できる方もたくさん登録されております。恐らく 300 人程度に絞られてくると思いますが、逆に言いますと 300 人程度まで絞らないと、この仕組みがスタート出来ないこととなります。大体ですけど私の感覚ですが、5 年に一度、住民票や印鑑証明が必要になったとすると、年間 60 人程度、一週間に一人いるかないかということとなります。斑鳩町は人口約 2 万人の町ですけども、年に 10 件もないようです。実際、昨年度は 10 月までの半年で一人であり、課長さんが配達してきたとのことでした。この仕組み恐らく、人を増やすこともなく予算もほぼゼロで実施できると考えています。必要なのは仕組みをつくる役場職員さんの時間ぐらいだと思います。

最後にこの仕組みの目的です。言い換えるとなぜ、年に一度あるかないかのような仕組みをつくらないのかということです。既に高齢化が進む吉野町において、少しでも高齢者の不安を取り除きます。また、今、車が運転出来ている 70 代、80 代の方も、いつか車の運転が出来なくなる時が来ます。その方々の将来不安を一つでも取り除き、住み続けることができる吉野町をつくるための手段の一つです。こういう小さな不安の積み重ねが、吉野町の人口の社会増減を少しでもプラスに持っていくために大切だと考えます。また、先日行われた地域懇談会で説明されていた行政サービスの変革そのものであり、その第一歩であると考えます。この仕組み、是非、実施するという回答をお願いします。出

来ない理由の説明は必要ございません。担当課長からお願いいたします。

上 滝 議 長

中尾課長。

中尾町民  
税務課長

ご提案ありがとうございます。現在、この宅配サービスについては、吉野町で既に実施しております。平成21年に施行をしております、実績もあるところでございます。実績で申しますと、直近では令和元年に一件ございました。それ以前には、平成27年頃には四件とかいう、僅かではございますけれども、現在もその要綱は制定されておるといところで、回答としてはそういうことなんですけれども、現在、いろんな形で住民サービスというのがありますけれども、デジタル化が進んでおったり、議員さんご指摘のようにコンビニサービスですとか、郵便局での交付、そういったところにどんどん今、シフトしておる中で、一定の古い制度というのなかなか、当時、つくった当時はいろいろな広報をしながら、周知もさせていただいておるとい中で、どどん古くなったサービスについては、ちょっと横に置いてしまっているというような状況で、改めて町民税務課の中でも確認をさせていただきました。もう一つ、宅配のサービスとは別に、電話予約で、平日仕事で来られない方におかれましても電話で予約しておいて、休日に取りに来ると、日直・宿直が対応すると、そういう制度もございます。これは、令和6年度に一件、令和5年度に三件というような形で、少しずつではございますが、現在も制度を活用しておるといところであります。なかなか、電話予約で、問合せがあった方に対しては、お答えしておるといようなところでありますが、今回のご提案もいただきました。改めて、制度要綱もちょっと少し古く、取れる証明書も少ないというようところで、改めてもう一度見直しをしまして、周知もしていきたいなというふうに思っております。ご提案ありがとうございました。

上 滝 議 長

辻内議員。

辻 内 議 員

一言だけ。すみません。私の勉強不足で知らなかったということで、そもそ

もですけどもホームページにも載ってないと思うんですけども、いかがなものかと。こんなことのないようにしていただきたい。そのように思います。

二つ目の質問に行きます。起業家コンペの実施について。私は、吉野町の未来を左右する極めて重要な政策事業として提案させていただきます。町長は吉野町の未来を変える覚悟があるのか。今日はその一点を問うため、一般質問を行います。私が約10分しゃべりますので、町長からの回答は、私の話の後に一括回答でお願いいたします。大きく8点の視点で話させていただきます。

まず1点目、なぜ今、起業家コンペが必要なのか。今の吉野町には未来をつくる職場がない。大学を卒業した若者が帰って来てくれる、あるいは来てくれる職場がない。この一言でございます。私は、総合計画後期案と人口ビジョン案を読み込み、強烈な危機感を覚えました。2045年、吉野町の人口は約2,800人になります。子どもがほとんど存在しない、逆三角形の人口構造です。このままでは町は持ちません。私は83歳の中堅住民です。目標人口は3,300人、2,800人から500人増やす。しかも、若者から子どもまでが増えるというじょうご型の人口ピラミッドです。しかし現実として、町内に若者が戻りたい職場、移住したい職場が今の吉野町にはほとんどありません。もしくはありませんと言い切ります。先ほどの澤木さんの話の中では、少数ですけどもおられますが、一般的にはないと言い切ります。私の子ども二人もそうですし、多くの同世代の家族が一緒です。高校卒業すれば吉野町を離れ二度と戻らない、戻らない理由は明確です。吉野町に未来がある魅力的な産業、仕事場がないからです。だからこそ、外から未来をつくる挑戦者を本気で呼び込まなければならない。結果として、30代がUターンや移住してくれる町でなくてはなりません。吉野町の未来を担うのは役場の改善ではありません。新しい産業を興す人です。

2点目、本日使う言葉の確認を行います。まず、本質問で扱う起業とは、一般的に言われる会社組織の企業ではありません。ゼロから事業を興す起業、つまり何もないところから新しい産業を生み出す行為です。次に、非連続、そして尖った政策。吉野町の今までの施策の延長線上には、残念ながら20年後の未来はありません。決して、今の施策を否定するものではありません。必要なものです。しかし、小さな改善を積み重ねても、人口ビジョンが示す崩壊的な人

口減少を跳ね返すことは出来ません。だからこそ、今必要なのは非連続、過去とのつながりを一旦断ち切る勇気。尖った政策、全国に向けて吉野町は変わると強烈に宣言する覚悟、この二つです。

3 番目、起業家コンペの骨格についてです。これは補助金ではございません。投資であるという点です。制度は全国、全世界から吉野町を挑戦の舞台に選びたい起業家を募集します。厳選した人材に最大 500 万円、最長 5 年間支援する仕組みです。起業する人は、他に奈良県の 200 万円の支援やクラウドファンディング等により、起業時に 1,000 万の資金を得ることができるようになります。5 年連続でコンペを行います。500 万円の支援金は、地方自治体の起業家支援の中ではトップクラスの額です。5 年後には最大 5 名の起業家が町で事業を展開します。5 年後には最大 2,500 万の予算が必要です。10 年間の累計予算額は 1 億 2,500 万が必要です。金額だけを見れば大きな負担に見えるかもしれませんが。しかし私は断言します。これは単なる消費予算ではありません。未来の吉野町への投資です。だからこそ、外から未来をつくる挑戦者を本気で呼び込まなければなりません。新しい産業を興す人です。そして、そこに若者の雇用が生まれる会社です。

4 番目、呼び込みたい起業像。一言で言えば吉野町に存在しない未来の産業です。募集したいのは、いわゆる町内の事業の延長線上である仕事ではありません。宿泊、飲食、農業、観光、木材関連、そういった仕事は対象にしません。理由は単純です。資金さえあれば、私でも工夫すれば明日からできる事業だからです。対象としたいのは、今の会社の研究開発部門を抜け出し、起業を望んでいる人。大学の最先端研究から事業化に踏み出す若い才能。世界の 10 年後を見据えて動く技術者など、吉野町にまだ存在しない未来を創造するタイプの挑戦者です。多くの自治体が起業家募集なり支援をしています。しかし、それらはほぼ全て、その自治体の産業なり特徴を生かした起業家の募集です。しかし吉野町はあえて吉野町と全く関係のない起業家を募集します。桜も歴史も木材も全く関係のない起業家です。

5 番目、審査体制です。最も重要なのは審査する人です。例を示しますと、著名な事業戦略や経営者、元サントリーの松波社長のような方。著名な大学教

授、金融機関の審査責任者、起業支援のプロ、そして町長。魅力度、成功確率、お金のやりくり、町の実情、これらを総合的に判断できる審査体制をつくります。吉野町の住民には参加いただけません。それだけ非連続かつ尖った起業家を求めます。奈良県の起業家支援制度を超える体制を整えます。このレベルで審査を行い、採択者ゼロも選択肢に入れますという覚悟を全国に向けて、吉野町は本当に、本気で未来をつくる人材を求めているという最高のメッセージを発信します。

6番目、支援制度です。今はやりの伴走型にはしません。金は出すが口は出さない。挑戦者の自主性と独立意欲を尊重します。吉野町が協力するのは、恐らく一人か二人で起業するであろう場所の提案です。空き家、空き倉庫、空き工場跡など。私は事業に使う伴走支援という考え方は好きではありません。起業家に最も必要なのは、自分の力で壁を突破する能力とやる気だからです。自走できる挑戦者だけを支援する、この姿勢が必要です。

7番目、まちの未来を変える効果です。吉野町の空気をひっくり返します。成功するまで多くの人が冷たい目で見るとでしょう。人は変化を嫌うものです。この制度の最も大きな価値が、起業家が何人採択されたかではありません。吉野町の空気が変わることです。うちは田舎だから、こんな田舎でできることは限られている。こうした空気を根底から覆します。田舎だから通勤時間ゼロも可能です。起業の初期投資が安く済みます。特に事務所や実験用建物です。先ほども言いましたが、空き家、空き工場、空き倉庫、たくさんあります。価値がほとんどない土地もたくさんあります。これらを思い切って寄附するぐらいの人が出てくることを期待します。吉野町は、吉野町を助けてくれる人を受け入れるまちではなく、挑戦しに行くまちへと生まれ変わります。これは人口施策、産業政策、教育政策、あらゆる施策に波及します。町長には、東京と大阪で記者発表、メディア露出を通じて、全国1,700強ある地方自治体の中で、最も注目される町長に最低1か月はなっただきます。こども議会の子どもの質問と提案にもありました。吉野町をもっと知ってもらいたい、そうなんです。全国津々浦々に知られることがまずは重要かつ最も難しいのです。

最後の8番目です。結びとして、20年後の吉野町に未来は残せるのかと。繰

り返しになりますが、20年後、私は83歳です。そのとき吉野町の人口は2,800人かもしれない。その中心にいるのが80代、私が83歳の中堅、そんなまちにはしたくありません。だから、非連続な尖った政策を一つ、今、吉野町に打ち込みます。その第一段が起業家コンペです。来年度当初予算には、準備費100万円ぐらいは計上していただき、秋の補正で500万円を計上。年内に審査、翌年1月、令和9年1月から起業家が吉野町で動き出す。このスピード感で進めていただきたい。今の施策を全て否定するものでは決してありません。但し、今の施策で未来があるのかと、そういう危機感からの提案でございます。以上が提案です。

上滝議長

中井町長。

中井町長

辻内議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の一つ目でございます。周知がですね、非常にやはり出来てないというのは、ある意味反省かなというふうに思いますんで、しっかりと周知できるようにしていきたいと思います。

そして今、起業家コンペの実施について、いろいろ今の吉野町の現状を見ながら、これを打開するために思い切ったことという思いも含めてですね、いろんな提案型の質問をいただいたなというふうに思っております。それに対しまして私は感謝を申し上げます。それぞれですね、見方、物事の考え方はあろうかと思いますが、私自身もある意味、キーワードですね、質問のキーワード、八つのポイントについてお話をいただきましたけども、新しい産業を興す人、これが一つのキーワードになるかなということに思います。それと、発想の転換は絶対必要でありますし、今、答えがない時代なんですよ。やっぱり吉野っていうところ、木材産業にしても我々生きてる間っていうのは、なんぼ生きててもですね、100年時代と言われても、その中でやれることっていうのは限られてますし、その中で答えがないからこそ発想の転換も必要であると。だから、今までの常識を覆すようなことをやらなければならないというのは、私自身も同じ考え方があります。ただ、今おっしゃるように、今やってる施策

っていうのがありますんで、それをどうやって進めながら、この尖った部分を見せていくかっていうのは、しっかりと調整する必要はあるかなというふうに感じているところでございます。ただ、一つの手法としてですね、辻内議員が今、産業を興す人とかですね、起業家コンペっていう、候補を一つ提案をいただいたと思うんですね。私自身も、この注目される環境をどうつくるかってのもすごい大事かなと思ってるんですね。ですから、起業家をコンペして、例えば500万、5年間で、例えば500万ずつやっていくという、これも注目のされ方やと思うんですね。また違う意味で、そういう環境を生み出しながら、挑戦できる人が集まってくるような環境もつくればなというふうに思うんですね。令和2年の時にコロナになりましたですね、やっぱりどうやったら、この吉野町が今、言っていたように注目されるんやろうな、当然桜とかその時期的には吉野町の桜は有名なんですけど、私、小さなことかもわかりませんが、長谷議員、今、議員になってますけど、コロナの時に抗原検査キットで、実はバスツアーをやったんですね。あのときの世の中っていうのは、バスツアーで花見に行くっていうこと自身がまず駄目、駄目というか、なかなか難しい。でも、コロナで抗原検査キットをして陰性であればですね、陽性でなければバス乗って行きましょうというのを、ビューローと一緒にやったことがあるんですね。あのときに、全国の報道が来られて、ミヤネ屋にちょっとだけですけども出たっていうのがあるんですね。ですから、やはり、いろんな意味で1,740ある自治体の中で、何か尖ったことをしていくには、逆に言うたら、反対というリスクをやっぱり出しながらやんなあかんこともあるかなという思いの中で、この数年きたんですけれども、一つの考え方としては、起業コンペであったり注目される環境をどの手法で生み出すか、しっかりとですね、今、置かれている環境の中でつくっていききたいなというふうに思います。先ほど澤木議員の質問にもあった挑戦の地、吉野っていうのは、やはり外から見て、この町で挑戦して成功していくんやというぐらいのメッセージをもっと出せるようにするには、そういう注目されなければいけないということで、これ一つ私はちょっとまた、木材産業とか観光とかですね、そこに付随するんじゃないかって、いわゆる1,000年以上続いてきた吉野の地ですよ、ここの魅力っていうのはも

っと生かすべきかなと。それなぜかという、キーワードは、辻内議員おっしゃっていた未来とかですね、挑戦とかというのが、やっぱりこう出てくるんですね。この未来っていうのは、実は、壬申の乱で672年に大海人皇子が来られて、そして天武持統となった。これが吉野で、昔にまずあってですね、そこから、NHKの大河ドラマで藤原道長が吉野御嶽詣に。これもやっぱ未来信仰なんですね。弥勒菩薩の未来信仰。後醍醐天皇が南朝を開いた。これもやっぱり魅力の未来信仰中で、吉野に来ていろんなことをやっていたという、そういう脈々と受け継がれてた、別に木とか、いろんなそういう観光とかじゃなくって、ベースになる部分は、今、辻内議員おっしゃっていただいた未来とかですね、この挑戦というのがこの地かなと。ですから、そんなところも加味しながら、何かこう、そういう人たちがここで挑戦できるような形をつくれたらというのはございます。そこで、さっき言った投資なんで、やはりどういった審査体制にするとか、いうのはすごい重要であるかなと思うんです。直接どうこうじゃないですけど、このふるさと吉野への愛を紡ぐ集いも、企業を対象にして吉野出身のある一定程度、起業支援とかですね、投資とか、できる人たちもやっぱり、この中に集ってもらって、今みたいなものを支援していくとか審査していくとか、当然今、チャンスってのは奥村組さんも吉小を進めていきますんで、ある意味、そういった起業の意識を持った社長含めておられます。若干違うかもわからへんけども、RCRというのもプリツカー賞をとった建築家なんですけども、スペインのほうで、今、吉野杉とかつくってやっていくとか。ビッグネームとかいわゆるその、そこから見ても、ちょっと分かるような人も含めながらですね、今、言っていただいたような提案と可視しながら、どういったことができるか、しっかりとですね、せっかくのご提案でございますんで、私のほうで、このままというよりは、もう少し、ちょっとこう精査をさせていただいて、前向きに検討していきたいなというふうに思います。以上でございます。

上滝議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。ぜひ、形こそ変われ、吉野町が日本の1,700強ある

地方自治体の中で、トップを争う、メディア露出度が1か月は続くというような状態をつくっていただきたいと、このように思います。

今回の提案は、全国の起業を目指す多くの若者に吉野町という自治体を知ってもらうための提案です。吉野町の未来、つまり具体的には20年後のために、二番目の非連続かつ尖った提案ができるよう私自身勉強してまいります。次の提案を期待しておいてください。以上でございます。ありがとうございました。

上滝議長

ありがとうございました。

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時からといたします。

よろしくお願ひします。

( 午前 11 時 55 分 休憩 )

( 午後 1 時 00 分 再開 )

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問をしていただきます。

続いて、長谷政和議員より出されております

(1) 町を活性化させるための広報について

(2) 吉野町町制施行70周年記念事業について

の一般質問をお願いいたします。

長谷議員。

長谷議員

1番、長谷政和です。午後、一番ということで元気に発言していきたいと思ひます。私のほうから、今回、二つ質問させていただきます。

まず一つ目は、町を活性化させるための広報についてです。自治体における広報活動には、行政施策の方針やビジョンを地域住民に伝えるという大きな役割があります。町職員は若手を中心に、よく働いてくれていると思ひています。ただ、その頑張りをもっと住民に認識してもらうためには、もっと広報に力を入

れるべきだと感じています。なぜそう思うか。私は以前、町の観光業界で働いていました。日頃から関わりのある観光事業者には、我々がどのような仕事に取り組んでいるのか、ある程度わかってもらえますが、観光事業者以外の住民さんとは余り接点がないので、なかなか活動の意義を理解してもらえませんでした。役場でも同じことが言えると思います。いくら町が良い施策を提案し、実施したとしても、住民に知られなければ意味がない。施策が功を奏し、まちの空気がぐっと変化するとかなら、町民全体が把握できるかもしれないですが、そんな劇的な効果が出る施策というのはなかなかないし、実施から効果が出るまで数年単位で時間がかかるものだったりします。そこで、広報が大切になってきます。町で進めている施策を住民に知ってもらうため、現状、どのような広報に取り組んでおられるか、まずは担当課にお伺いいたします。

上滝議長 戸毛課長。

戸毛町長 公室長 ただいまのご質問で広報の役割といたしますか、町としてどのように対応しているかというご質問だったかと思います。まず、我々、広報広聴室、町長公室のほうでも担当しておりますけども、一番目の広報の役割ということで、まずは大きく大別しますと町民の方への情報発信、それから、別途この町外の方への情報発信と、まずこの二つに大別してやっているというところがございます。町民の方に限定いたしますと、目的として行政情報の伝達、それから災害緊急時の情報伝達、それから地域のニーズや出来事の共有をしていくと、この大きな柱をもって、まず情報伝達をしていきたいと思いますというような意義を持ちながら、先ほど長谷議員からもありましたように、現行といたしましては、一つ目は広報誌、それからケーブルテレビ、ホームページ、SNS系を通じて、それぞれの情報媒体をそれぞれ使って、今、広報しているというような現状でございます。それぞれの情報媒体について役割はありますが、先ほど長谷議員もおっしゃられましたように、その全体的な今の情報発信の仕方の課題として、我々媒体いろいろ持ってますけども、この媒体をどうつなげていくかということについては、先ほど言いましたように、施策を打ってどういうふうに住民の方に

お伝えをするかということについては、ご指摘にもありますように、きちっと伝わっていない部分がやはりあるのではないかというような現状認識をしているのが現状でございます。

上 滝 議 長

長谷議員。

長 谷 議 員

どうもありがとうございました。そうですね。大体広報誌っていうのはね、どこの自治体でも出しておられるもので、ただ、その SNS も最近力を入れてる自治体さん多いですし、もちろんホームページもそうなんですけど、やはりこのケーブルテレビですね、意外とこの町がテレビ局を持って、その自主放送してる自治体っていうのは、県内でもそんなに多くはないと思うんです。そこで、まず私のほうからこの CVY の活用について取上げたいなと思っております。1996 年 10 月に開局し来年 30 周年になると思います。その CVY コミュニティービジョン吉野ですね、こちら毎月町であったことを紹介するワイドニュース、あるいはその BGM とともに町内を車で周遊した映像、これ昔からやってますけどあっちこっち吉野という、こういったような住民向けに、まちの様子を知ることができる番組づくりに取り組んでいただいております。そしてこの 12 月からですね、この議会、これの再放送がようやく CVY でも開始されるということで、今までリアルタイムでしか視聴できなかったのが、平日働いている方にも観ていただける機会ができるということで、一議員としても大変喜ばしいことだなと思っております。あとその前回の 9 月議会で、動産の買入れに係る財産の取得について、こちら CVY テレビの放送設備機器等の更新契約に係る金額 2,349 万 6,000 円。こちら議会にて可決しました。これも今後、CVY を使った広報には力を入れていくことだと解釈しておりますので、ぜひこれを機にですね、新しい番組づくりに取り組んでいただいてもいいのではないかなと思っております。若年層では、テレビを観ない人が増えていたりしておりますが、やっぱり高齢者の割合が多い吉野町では、CVY ってのは結構皆さん観ておられます。そこで広報における CVY に利活用について、私のほうから幾つか提案したいと思います。まず一つは、生涯学習のツールとして、もっと使える

のではないかとということです。これまでも町内で実施された歴史探訪のツアーの様子や、学者や作家を招いた講演会の様子などを放映されておりました。町内で実施した文化的なイベントを CVY で放映することで、自宅にいながら吉野のことを知り、学ぶことができ生涯学習につながります。吉野町の学芸職員が公民館で定期的に行っている講座も、もっと知られてよいかと思うので、CVY で放送していくのもよいのではないかなと思っております。あと CVY で放映している映像で、良い番組は、適宜、再放送や、あとユーチューブでアーカイブ配信していくのも今後は大事かと思っております。これからの時代、シティープロモーションや関係人口創出のためにも、町内だけではなく、町外に向けても積極的に発信していくことを、是非心がけていただきたいと思っております。そして二つ目が、町長が町政を語る番組づくりについてでございます。この10月から11月にかけて、地区別懇談会を町内6か所で実施され、私も3か所で聞かせていただきました。主に新庁舎建設について、吉野町の現状と将来のビジョンを町長自らが語られたわけですが、これとてもよかったと思うんです。町長が直接住民に向けて話をするので、事業への理解が深まり、気になる点もその場で聞けるので、すぐに回答が得られれば住民さんも不安を抱えないですみます。町の事業が大きければ大きいほど、住民に向けて、懇切丁寧に説明していくことが改めて必要だと思わせてくれました。そこで、提案したいのは、町長自らが住民に向けて語る機会を、もっと増やしていったらどうかということです。例えば、島根県浜田市では、毎月、市長が市で進めている取組について自ら語る番組を放送されております。町長も昨年11月に、町政報告及び町の動きと題して CVY に出演し説明をされておりました。また、この町のトップである町長が、普段どのようなことを考え行動されているのか、町民はもっと知りたいと思っています。町長が自ら町民に語りかける場を、CVY などを活用しながら定期的に発信していただければと思うのですが、町長、いかがでしょう。さっきの提案とあわせてご回答よろしく申し上げます。

上 滝 議 長

町 長。

中井町長

長谷議員の広報についてでございますけれども、一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。提案も含めてでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず CVY の活用でございます。これは長谷議員おっしゃるとおり、ちょっとその、吉野町の人口の構成が非常にやっぱ高齢化率が高い。54.6 っていうのは我々も全国自治体見ますけれども、人口 5,400 規模で、この高齢化率がこれだけあるっていうのは、非常にやっぱり情報伝達の手段がですね、やはりいろんな、組合せていかないといけないなど。その中で、特にケーブルテレビっていうのは一つの大きな手法かなというふうに思っております。その中で一つなんですけれども、若手職員とかですね、行政の職員が何をしてるかっていうところの媒体のツールも、過去には、ある意味職員がぼんと出て、こういう仕事してますとかですね、いうのもあったと思うんですね。ですから、観光系以外の職員というのは、なかなかこう直接町民さんに触れる機会ってのは少ないんで、ちょっとその、業務的な内容とかもそうなんですけれども、少し職員が前に出るようなことも、もう一度検討してみたいなというふうに思っております。そして、長谷議員のご提案でございますけれども、町長が語るという、私、実はどうやって、この町民の皆さん方に、重要なプロジェクトっていうのは、そういう形で伝える機会ができるんですけれども、日々の中で、普段の中でできるようなことはないかなというのも考えてました。ですから、ホームページ中の町長の部屋とかですね、各種ほかの自治体を見てたら YouTube で動画を流したりとかもしてます。ですから、町長の部屋の中で、CVY の中で、町民さんと語ることを通じてですね、今の吉野町の現状を伝えるとかというのを、実は、広報にも私、投げてるんですね。ですから、具体的にそんなに堅苦しくなく、今の中で起きてるようなことを語りあうっていうことも通して、町民のみなさん方に知っていただくというのも、できればなあというふうに考えてます。そういった部分で今、ご提案いただいた内容については、もう少しちょっと精査が必要なんですけれども、直接やっぱりタイムリーに伝えていくと。それが逆に言うと YouTube とかですね、いろんなところになりますし、こども議会でも、直接やはり YouTube で動画を配信してほしいというふうな提案もいただいております。

りますんで、できる限りわかりやすく、特にやっぱり、こども議会を通じて分かるのはホームページ等々でもですね、まだ、子どもさんの目線から見るとわかりにくいっていうのもございます。ですから、ここはやはり先ほどの澤木議員であったり、辻内議員の挑戦のっていうふうなこともあったりとかして、どうやって、わかりやすい広報をやっぱりしていくかっていうのは、あらゆる複数のチャンネルを活用しながら、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。しっかりと検討して今、進めているところでございますんで、よりわかりやすい語るような場面、番組をつくっていききたいなというふうに思っています。

上 滝 議 長

長谷議員。

長 谷 議 員

町長、ありがとうございます。町長のほうからも CVY に働きかけてくださっているということで、是非、住民さんのためにも実現していただければありがたいなと思っております。あとですね、ケーブルテレビの活用というのを、今、提案させてもらいましたが、先にも申しましたとおり 20 代、30 代、なかなかテレビを観ない、あるいはもうそもそも家にテレビがないという世帯も増えていたりします。そのような若者世代にも、しっかりと町の情報を届けていかななくてはいけないとも考えております。これは町長個人への提言になるのかもしれないんですけど、町長、主に個人の Facebook で情報発信されておりました、私もたまに拝見しておるんですが、積極的に県外に赴いてトップセールス、力を注いでおられること、町内に新しくできたお店にも、結構早い段階で足を運んでいる様子など、比較的高い頻度で投稿されております。ただ、アカウントをフォローしている方には、町の動きがよく分かると思いますが、フェイスブック利用者以外の人にはなかなか伝わりづらいと。いろいろ町にとって良いことされているにも関わらず、それが町民に知られていないのでは、これやっぱりもったいないと思いますんで、知ってもらおう努力を、もっとしていてもいいのではないかと思います。町長、SNS 発信は Facebook 中心だと思いますが、利用者の割合、60 代後半以上となると少ないですし、20 代、30 代の若者世代

も Instagram や TikTok が今や中心で、Facebook から離れている人も少なくありません。フロー型の Facebook は、友達になった人には読んでもらいやすいですが、投稿の拡散力と検索性の低さがあり、過去の投稿はどんどん読まれなくなってしまいます。そこで、ハッシュタグで検索しやすく、過去の投稿も一覧できるストック型の Instagram や、あるいは note の利用をおすすめしますが、このあたりも町長、いかがでしょう。あと、もう一つですね、広報に力を入れていくと先ほど町長も明言いただきましたが、その力を入れる際に、やはり大切になってくるのは人材です。現在、広報広聴室は正規職員 3 名、会計年度職員 1 名の計 4 名で、通常の業務は担っていると聞いております。これらの広報は、従来の住民向けの活動だけでなく、観光プロモーションやふるさと納税、関係人口創出、移住定住促進などの事業効果を高めるためには、町外向けの活動が今以上に重要になってきます。だから、これまでの業務をこなすだけでしたら、現状の人数でも仕事は回っていくのかもしれませんが、やはり今後、攻めの広報、時代に応じた戦略的広報を担っていくためには、デジタルネイティブ、SNS 世代の若者の人材の確保、そして拡充をしていく必要があるのではないかと思います。その点も含め町長のお考え、お聞かせ願えますでしょうか。

上 滝 議 長

町長。

中 井 町 長

まず、SNS のツールでございますけれども、私自身も昔から Facebook はやっ  
てるんですけど、おっしゃるとおり、今の世の中はインスタとか X とか、いろ  
いろありますけれども、やっぱりインスタというのは必要かなと。ですから、  
タイムリーに投稿できるような、私も、もう一度、もう少し勉強していきたい  
なというふうに思いますし、我々も全国の首長を見ていたときに、やはり広報  
媒体というときに、やっぱり写真を常に撮ってくれながら、それをアップして  
いくという。我々、何かあれば自分で撮ったりとかですね、撮ってもらったり  
しているところもあります。ですから、やっぱりそういう意味でいくと、みん  
なでそういう行事があるときには、そういう写真も含めてしっかりとタイムリ  
ーに発信できる、そういった体制も必要かなというふうに思ってますんで、こ

こは余り経費はかからないような形でも取り組んでいきたいなというふうに思います。あと、先ほどの注目されるような、結局、配信であったり広報していかないと、先ほどの辻内議員の質問もありましたけれども、やっぱりそれは一つやっぱ広報媒体だと思うんですね。当然注目されるっていうのは、外のメディアが捉えるってのもあるのですけども、やっぱりこれを、行政としてやっていく中で、若い世代はですね、私もよく聞くんですけども、やっぱりそのTikTokとかインスタの流行りのやつをメディアが拾いにいくという話も聞いてますんで、ですからそういう意味でいくと、行政自治体のTikTokとかインスタっていうのは、一つの広報としてはメディアにつながるツールかなというふうに思います。ですから、どんな体制でやるかっていうのは、この辺、また、戦略的にですね、少し体制を考えながら、少しでも前進できるように取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

上滝議長

長谷議員。

長谷議員

ありがとうございました。本当にこれまで自治体における広報は、自治体の取組やサービスなどに関することを、一方的に告知することに主眼が置かれていたと思います。ただこれからは、町が発信する情報をもとに、自分の住む町のことを知り、町に対する解像度を高め、自発的に行動する人を増やし、町が自走していくための行動の動機づけとなるような役割を、より広報には求められると思っております。町民向けの広報に力を入れることで、一人一人が地域の課題を自分事として捉えられる住民が増える。町外に向けての広報に力を入れることで、今以上に吉野町の価値を高める。そのようなまちを活性化していくための広報に、是非とも取り組んでいただくことを期待して、一つ目の質問を終えたいと思います。

続きまして、二つ目の質問に移りたいと思います。

二つ目は、吉野町町制施行70周年記念事業についてでございます。1956年、旧吉野町、上市町、中荘村、中竜門村、国栖村、龍門村が合併して生まれた吉野町は、来年2026年で70周年を迎えます。令和8年度に予定されている吉野

	<p>町町制施行 70 周年記念事業について、町長は今年 3 月議会の施政方針で、町内外に向けて、吉野町の魅力を発信する絶好の機会であると述べられました。このような記念事業は、ほとんどの自治体で行われており、我々が暮らすまちを改めて見直すためのよい機会になると思っております。そこでまずは、前回は行われた町制施行記念事業について、どのような事業をされたのか担当課にお伺いしたいと思います。</p>
<p>上 滝 議 長</p>	<p>戸毛課長。</p>
<p>戸 毛 町 長 公 室 長</p>	<p>失礼いたします。前回ということですので、今回 60 周年のことについて簡単に説明をさせていただきたいと思っております。前回の 60 周年につきましては、大きな進め方として実行委員会形式という形で、そもそもの事業の成り立ちを持ってきたということがございます。大きく言いますと、いわゆる町が主催する企画型の事業、それから、いわゆる協賛事業といまして、そもそもやっていた事業に冠をつけるような事業、それから町民提案形式というような形の、三つの成り立ちによってやってきたということでございます。大きなものといましては、町といましては、前回はのど自慢から始まって記念式典をして、最後にまたこういうイベントをするというようなこと、あと花火とかを絡めながらということで、これも一年を通じてというようなところが概要でございます。ちなみに予算としては、約 2,000 万程度を 60 周年をかけてやってきたというのが、前回の大きな概要の説明ということになります。以上でございます。</p>
<p>上 滝 議 長</p>	<p>長谷議員。</p>
<p>長 谷 議 員</p>	<p>どうもありがとうございました。NHK のど自慢とかね、そういう大きなイベントを実施されたということで、大変盛り上がったことだろうと思っております。では来年の 70 周年記念事業について、こちら現状でのどのような事業を予定されているのか、あるいはその実施の意義も、その辺りちょっとご回答のほう、お願いできますでしょうか。</p>

上滝議長	戸毛課長。
戸毛町長 公室長	<p>70周年の事業概要についてと、それから意義についてということでご質問があったと思います。</p> <p>まず、今回の70周年記念事業の意義といたしますか、我々掲げておりますのは、令和8年5月3日に町制70周年を迎えてくるということで、ちなみに合わせて、昭和100年という節目にも当たるような年になるというふうに考えております。その上で、先ほど町長からもありましたけど、この節目に、もちろん70周年を祝うということも大事なんですけども、長きにわたって町民の方が、礎を築いてきた先人の歩みといたしますか、そういうことをきちっとやっぱり捉えていきたいと。この功績を深く見詰め直す、例えば、阪本仙次さんの話であったりとか、どういう方がこの70年を築いてきたのかということ踏まえながら、その上で、この地域の資源を再発見していこう、それから、新たなものを見出していこうと。あわせて、ふるさとへの誇りや愛着心を高めるような機会にやっぱりしていくべきではないかと。予算をかけるということももちろん大事なのかわかりませんが、そういうことを見つめると、ここから現状の話になりますけども、最終のどういう事業をしていくかということは、予算組みを伴うものでございますので、3月議会に改めて70周年事業としてどういう展開をするかというのは、まとめてのご報告になるかと思っておりますけども、現状、プロジェクトチームを立ち上げまして、各課から1名派遣をいただきまして、今現在、どういう事業を展開するかというようなところを踏まえているところでございます。ただ、基本方針としてコンセプト的に、今、言うてるのは、みんなの吉野、これまでもこれからもというようなコンセプト、70周年のあゆみと未来への一歩をもとにということで、過去の70年をどう見るか、70年を基軸にしてこの先の70年をどう考えるかというなことを踏まえながら、いわゆる、どういうことが行われているような記録的とか広報的なもの、それからこの先を見据えたような未来につながるようなもの、それから活性化につながるようなものということで、成り立ちとすれば、やはり先ほど言いましたように、町が</p>

企画するもの、協賛いただくもの、それから町民の提案型のものと、柱としては三つかなという柱に立てつけていきますけども、できるだけ、お子さんから幅広い年代の方が、もちろん町外の方も来ていただくのも大事なんですけども、70周年ということですので、町民の方が幅広く参加できるような形を進めていこうというところをもとに、今、骨格を固めているところでございますので、どういう事業をしていくかということについては、3月議会になろうかなと思いますけども、その辺のことを意義に踏まえながら現在事業を進めているところでございます。以上でございます。

上 滝 議 長

長谷議員。

長 谷 議 員

ありがとうございました。今時点で決まっていることというのはお聞きできてよかったです。でも本当に、これからいろいろ企画いただくことになると思いますが、やっぱりその、なかなか、そのイベントやったからといって、例えば、その吉野町の問題や人口減少、あるいは少子高齢化、何かの問題が、なかなかその解決する、直接的に解決するわけではないと思うんです。でもやっぱ、このような周年記念事業の企画運営というのは、行政が中心となって進めていくことに今後もなると思うんですけど、やはりこの記念事業をよりよいものにしていくためには、やっぱり町全体で盛り上がっていかないといけないなと思います。そのためには、やはりこう、住民に積極的に関わってもらう、その企画の段階からやっぱり関わってもらうような、そういうきっかけづくりというのを、町のほうからも積極的に促して行ってほしいなと思っております。そこで、ちょっと私のほうからもですね、何点かちょっとこういうのどうだろうと提案を考えてきましたんで、ご紹介させていただきます。一つは、これは新規事業者、地域を盛り上げてくれる団体に補助金を出すのはどうかということで、これは午前中の澤木議員、辻内議員の質問にも重なってくることなんですけど、吉野町の新しくなったホームページは挑戦の地、吉野とうたわれております。こういう非常に良いスローガンだと思うんですけど、これやっぱり名ばかりの言葉にしないためにも、やっぱり住民や関係人口に当たる人々に、吉野という

土地で新しいことにチャレンジして、イノベーションを起こしてもらおうと、そういうのを町が促していく必要が私もあると思っております。だからこの70周年を契機に、新たに事業を開始する方を対象に補助金を出していくのはどうかと思います。こういうのは、ちなみに今年70周年を迎えた滋賀県竜王町、あるいは兵庫県猪名川町などで実施されております。あるいは、町内でお祭りやイベントを企画するのを大好きな方結構いらっしゃってます。そういう全員で地域を盛り上げていくという意味でも、町民等で構成する団体が、企画実施する事業に対して補助金を交付されるのもよいのではないかと思います。それで、みんなマルシェやコンサート、トークイベントなど、みんなで、やる気ある住民さんに関わってもらって、年中いろんなところで実施してもらって、70周年を祝うムードをつくっていくのがいいのではないかと考えております。これも三重県玉城町とか、滋賀県多賀町とか、そういうところで実施されております。あとですね、ちょっと時間なくなってきたんで、ちょっともう事業だけ紹介しますけど、島根県浜田市で全国のハマダさんいらっしゃい事業というのがあって、要はこれ名前にハマダさんという方に、町に来てもらって、そういうイベントに出席してもらって、もちろん宿泊のちょっと補助とかね、そんなんも出して来てもらう。実際来てもらったら地域にお金を落ちるし、あるいはその、ヨシノさんに来ていただいたらそのヨシノさん、今後、関係人口になりますしね。ふるさと納税の増額にもつながっていくのではないかと考えております。

あとはですね、これ最後ですけど、吉野町まちの歌というのは60周年のときにつくられたと思います。いにしえびとのおくりもの、結構いいメロディーと歌詞だと思うんですけど、あまり普段聴く機会がなく、ごみ収集のときぐらいしか聴く機会がないので、あれももっとこう普及のためにもですね、例えば、役場で毎日鳴っている12時のサイレンのかわりに流していくと。非常時の音を毎日聞くよりも、心が穏やかになって、趣もあっていいんじゃないかなと思っております。例えば70周年の期間限定で流していくのもいいんじゃないかなと思っております。以上ですね、もうちょっとあんまり時間ないんですけど、以上のような提案について、町長、最後にご意見を聞かせいただくとともに、あと町制施行70周年記念事業についての最後意気込みですね、ぜひお聞かせ願えま

<p>上滝議長</p>	<p>すでしょうか。</p> <p>町長。</p>
<p>中井町長</p>	<p>いろいろな地域の参考的なことも調べていただいて、ご提案をいただいたかなというふうに思います。非常に斬新ですね、ヨシノさんとか、逆に歌なんかは、私もそのとおりだと思います。60周年の歌が、いろんな式典っていう限られた席でしか歌わないというのがありますんで、もう一度やっぱりそういうのも、こういった機会に見直すっていうのも一つかなというふうに思いますんで、そこに関しては補助金とかね、いろいろご提案もいただきました。ただ一つですね、私は思うのは、伝統的な祭りとかね、今やってる既存のイベントっていうのがあります。これも各地区でやられてて、やはりそこに冠をつけながらね、それをやっぱりやられてる方との調整もあるかなあというふうに思いますんで、新規プラス、そういう既存のイベントというのを精査しながら、どこに注力するかというのは、今、庁舎整備を中心としたまちづくりですね、これは拠点形成にもなるんで、各地区のやはりこのイベントをやりたいと、祭りを次の世代につなぎたいっていうのを、この機会にもう一度整理してみたいなというふうに思っています。それと同時に、70周年なんですけども、当然、全世代、昔ふるさと祭りとかもやりました。楽しいイベントであるべきやなと思うんですけども、限られた財源の中で、どうやって投資をしていくかというふうに、やはり次世代の子どもたちですね、私、実行委員会のメンバーにも、やはり、少数になってきてるけども、子どもたちに希望を持てるような、記憶に残るような70周年したいなど。そこをやっぱり取り入れてほしいという話もさせていただきました。20歳の集いとかいったときに、小さい、ああいったときの祭りっていうのは、やはり記憶に残ってるっていうのも、直接聞かせていただいた経緯もありますんで、できる限り、今ある資源を生かして、特に、先ほどちょっと前の議員の質問なるのかもわかりませんが、ゲートウェイが格好いいと、これはこども議会で出てきた言葉なんですね。今までのように木を使って、あれは民間がやってるからなんですね。ですから、そんな格好いい姿を見</p>

	<p>せてあげるとか、逆に吉野川の橋梁鉄橋が土木遺産になります。近鉄は2028年、100年です。ですから、青のシンフォニーに乗ってあの橋梁鉄橋を渡るとか、そんなことも含めて、何か、子どもたちが記憶に残るようなものも取り組んでいきたいなというふうに思ってます。以上が私の思いも含めてでございますけれども、答弁とさせていただきます。</p>
上 滝 議 長	<p>長谷議員。</p>
長 谷 議 員	<p>最後に一言、どうもありがとうございました。町制施行70周年記念事業を一過性のイベントとして展開するのではなく、未来への投資につながる取組に、是非重きを置いてもらいたいと思っております。町のホームページに掲げられた挑戦の地、吉野の合い言葉を地で行くような、町民の活動を誘発するチャレンジ型の企画を是非とも期待しております。以上で、私からの一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。</p>
上 滝 議 長	<p>最後になりましたが、続いて、上麻里議員より出されております (1) 吉野町の不祥事について の一般質問をお願いいたします。 上議員。</p>
上 議 員	<p>3番 上 麻里でございます。今回は、吉野町の不祥事について質問をいたします。皆さんは提案型の質問をされましたが、今回私なりに、町民の皆さんの思いを代弁していきたいなと思っております。 12月にも入り残りあと僅かとなりました。今年一年を振り返ると、西澤議員の逮捕、職員の不祥事、社協の不祥事などがありました。町長に個別に思いを聞きたいです。お願いしてもよろしいですか。</p>
上 滝 議 長	<p>中井町長。</p>

中井町長	<p>上議員の一般質問、不祥事に対する思いということでご答弁をさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>当然、議員の逮捕というのは突然の逮捕でありました。これは議会の中のことでございますけれども、それがあってそこから捜査の中で、職員の守秘義務、地方公務員法違反があつて、そこに影響を及ぼしたという形になってまいりました。社協は、ちょっと別件でございますので、外部団体ですんで、余り詳細な、事実はお答えしますけれどもできないかなと思います。そういう意味でいきますと、やはり、これは議会でも政治倫理条例とかですね、いろいろ追求、究明ですね、究明をしながら、そして再発防止をどうしていくかというふうな事件が、今年起きたということでございます。私自身はやはり、そういったことが起きるっていうのは、過去からのいろんなものが複合化されてですね、起きてきたというのが、今回の事件の背景にあるかなと。今、当然、副町長以下ですね、総務課含めて、それぞれの、今、体制、再発防止に向けて、委員会でももう少し詳しく話はさせていただきますけれども、そういったところで取り組んでます。ですから、一度、やはりそういった信頼、信用を失った中で、どうやってもう一度信用を取り戻すか、そこに向けて全力でやはり取り組まなければならないというのが、ある意味今の思いであります。ですから、起きたこと自身は、やはり、もうこれはどうもしようがない、だから二度とこういったことを起こさないという、組織体制にしていくという風土にしていくというのが、今、私の思いでございます。</p>
上滝議長	上議員。
上議員	<p>ありがとうございます。詳しくここから聞いていきたいなと思います。停職処分の職員が復職してきましたが、誰が何をしたのか、どのような罪を犯されたのか、改めて教えてください。副町長よろしいですか。</p>
上滝議長	副町長。

永井副町長	誰が何の罪、罪ということでしたので、刑法上の罪でいきますと、地方公務員法上の守秘義務違反、地方公務員法 34 条に違反する罪で、略式起訴、それから、略式命令を受けたということでございます。職員につきましては、令和 4 年当時、長寿福祉課長であったもの、それから、当時の政策戦略課長であったもの、この 2 名が今の、先ほど申し上げました罪状で罪を受けました。それに対しまして、今年に入りましてそれを、事件が発覚してまいりましたので、二人を停職 3 か月の懲戒処分にしたというのが事実でございます。
上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	現在、復職されていますが、再発防止に向けて、また委員会でもお話しされるということなんですけれども、少し具体的にどのように対策をしたのか、また、アンケートもとられました。これからする対策を教えてくださいなと思います。
上 滝 議 長	中尾課長。
中 尾 総務課長	議員の質問に対してお答えをさせていただきます。現在、復職した職員については、旧の木のまち推進室、また、龍門総合会館のほうで、総務課の職員として勤務をさせております。総務課としての取り組めていない事業について、取組の準備を進めていただいておりますというところで、個人情報にはかかわりのない場所で事務を担当させていただいておりますというのが現状でございます。次に、再発防止対策についてということで、先ほど町長も副町長もおっしゃいましたように、また、今期間中の政治倫理委員会のほうで、具体的には改めて説明させていただきますけれども、今回、概要につきましては、町として内部通報制度の導入を行います。それにつきましては、不祥事の未然防止と組織の自浄作用の向上を目指すものでございます。また、議員等の関係の整理に関しましては、議員等からの要望事項を町内部で共有する制度の導入を行うというところでございます。公平性、透明性を高めていきたいなと思っております。ま

た、コンプライアンス研修の実施につきましては、年明けにも行いまして、毎年計画的に実施をしていきたいと思っております。職員へのアンケート等についても、今回とらせていただきましたけれども、それを取りまとめて現在報告書という形にしております。そういったことも、また職員自身、毎年、自己点検を行いながら意識の向上を図っていききたいなというふうな取組も進めていきます。職場環境の見直しっていうところも、庁舎のセキュリティーですとか、システムのログイン、ログアウトの徹底、そういったところも確実に実施をしていくというような整理をさせていただきつつ、それらを現在報告書に取りまとめておるところでございます。それとあわせまして、来年度以降、その取組について効果の検証をしていきたいというところで、来年の予算の計上、何がしかの費用を計上させていただきまして、検証委員会というようなものを開催をして、チェックをしていきたいというふうに考えておるところでございます。概要については以上です。

上 滝 議 長

上議員。

上 議 員

ハード面だけではなくて職員の倫理の問題でもあると思います。復職された職員さんは、復職までに研修や教育を受けられたんですか。

上 滝 議 長

中尾課長。

中 尾  
総務課長

町としてこういうことをしなさいというようなことは、研修なりという指示はしておりませんが、自己反省はしながら3か月を過ごしておったというふうに聞いております。

上 滝 議 長

上議員。

上 議 員

吉野町は、罰金30万円を払ったら個人情報が見られると。ほかの自治体で揶揄されています。不祥事は風化していきます。今後絶対に起きないように、こ

	<p>これは大きな問題ですので、毎年きっちりと全職員、教育をしていってほしいなと思います。また、先ほど少しお話をいただきましたが、復職された職員の人事について伺いたいなと思います。私は、議会事務局から LINE で総務課の業務に従事、総務課付課長、勤務場所は旧木のまち推進室、総務課付参与、勤務場所は龍門総合会館と連絡がありました。旧木のまち推進室とは何か教えていただきたいです。</p>
上 滝 議 長	<p>中尾課長。</p>
中 尾 総 務 課 長	<p>少し、木のまち推進室というのを整理をさせていただきますけれども、平成 31 年に旧の連合会の事務所がありまして、吉野小学校の前にございます。その事務所が現在使われていないということで、平成 31 年にその事務所を町として無償で連合会からお借りしております。その場所を木のまち推進室ということで、当時、産業振興課という名前の中の室として、職員をそこで勤務を行っておったというところで、場所は旧の連合会の事務所の中の木のまち推進室ということで、木材関連の産業を中心に PR していったり、杉の家の活用ですとか、そういった木材の振興につながるような事業を、木のまち推進室の職員で、あこに事務所を構えておったということのことで、今は現在、その事務については産業観光課のほうで引き継いでおりますけれども、事務所自体は空いておるということで、旧の木のまち推進室という名前をつけさせていただいておるというところがございます。以上です。</p>
上 滝 議 長	<p>上議員。</p>
上 議 員	<p>前町長が力を入れようとして木のまち推進室をつくり、場所も木に関することで庁舎ではなく、現場に設置したということだと思っておりますけれども、どうしてそれがその場所からなくなったんでしょうか。</p>
上 滝 議 長	<p>答弁をお願いします。</p>

	はい、中尾課長。
中 尾 総務課長	その辺りにつきましては、町の組織体制でありますとか、人員配置の関係と いうところも、どこに力を入れるって、今は力を入れていないということでは ないんですけれども、合理化をしたりという中で組織というのは変わっていき ますので、今、経費の関係もありますし、今はそこでは職員は勤務していない という中で、今は産業観光課の中で、木のまちプロジェクト事業というのを立 ち上げながら、事業は推進していただいているということでもあります。
上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	では、なくしたところを、なぜ、また、利用しないといけないのか。そこ に行く必要がなぜあるのか。課長はどんな仕事をそこで総務課の仕事をされて いるのか教えていただきたいです。
上 滝 議 長	答弁をお願いします。 中尾課長。
中 尾 総務課長	最初にも簡単にお伝えはさせていただいたんですけれども、停職処分を受け たという関係もございます。個人情報というところもありますので、一旦、個 人情報にアクセスのない場所っていうところを、二人、配置をさせていただ いた中の一つが木のまち推進室である、龍門総合会館であるというところであ ります。具体的な職務については、総務課の中で取り組めていない事業、防災 計画も含めまして、来年に向けて我々が取り組んでいくところの、少し準備を しながら職務を進めているところであります。以上です。
上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	個人情報流出の危険があるからということですからけれども、総務課の中でも、

皆さんが一緒になって管理されていけばいいのではないかと思いますし、同じような業務をされているのが総務課であれば、総務課であるのが、やはり、本当なのかなあ、そうするべきではないのかなとも思います。また、以前、臨時議会でも印刷物が経費がかかるから臨時議会開けない、少しの経費でも節約というふうなお話もでたと思うんですけども、そこでもやっぱり場所は無償かもしれませんけれども、光熱費はかかってくるかなと思います。そこら辺も考えてやはり、これは総務課で仕事をしてもらうべきではないのかなと私は思っております。また、課長としての事務内容について伺いたいと思います。吉野町事務分掌規則第5条、第6条に書かれていますが、管理職としての職務を、その課長は果たしているのかどうか。一人でいて誰を管理するのか。向こうで一人いてこの職務を全うできるのか。いかがでしょうか。

上滝議長

お答え願いたいと思います。

誰か。

中井町長。

中井町長

上議員の一般質問、気持ち的には重々わかります。ただ、個人的な人権に関わること、ここはですね、先ほど質問の中でも、個人情報の扱ってのは職員も一緒に、これも、ある一定程度特定されてきます。それをこの議会という公の場ですということ、これは本人の個人情報のプライバシーに関わってくることで、ですから、全体の課長職という職業で質問されるのはいいんですけど、今は多分、特定の人が、それは管理職として・・・。

( 「課長として」 の声あり )

課長としてでしょ。ですから、それは特定されますんで、それを公の場でしてしまうと、やはり個人のプライバシーというのに、情報というのになってきます。ですから、質問というのはすごく、我々は、今できるのは、やはり課長という職がどういうふうな立場の職業であるか、特定せずについていうのは答弁、多分課長もですね、できると思うんですけども、やはり今、限定される人がどういう役割を果たしてるかっていうのは、やはりこれは公の議会の場では、発

	<p>言する、答弁する内容ではないと私は思います。</p>
上 滝 議 長	<p>上議員。</p>
上 議 員	<p>ですが、課長という名前があるんでしたら、この議会の皆様も課長で出てこられてますよね。その方も課長ですのでここにいらっしゃるべきではないのかなと思います。また、私の事務処理ミスのおかげですけども、選挙管理委員長の方が議会の一般質問にも、ここに一緒にいらっしゃいましたけれども、私、この一般質問通告書のほうにも、答弁してほしい、求める者のところに、その課長の名前を書かせてもらったら駄目だって、なぜそれは駄目なのか、なぜ課長っていう名前つかれてるのに、なぜ議会に出てこれないのか。教えていただけますか。</p>
上 滝 議 長	<p>答弁をお願いします。</p> <p>答弁、誰するの。</p> <p>わからないならわからないと、はっきり、総務課長答えなさい。</p>
中 尾 総 務 課 長	<p>はい。誰が議会に出てくるかというところにつきましては、今の停職処分ですとか、そういった事情を勘案しまして、今回の議会では出ないということ、三役で決めさせていただいたところでありまして。全体的な総合的な判断ということだと思います。</p>
上 滝 議 長	<p>上議員。</p>
上 議 員	<p>よくわかりませんが、優遇されているのかなというふうに私は思いました。またもう一つ、一方の龍門総合会館では、どのようなお仕事をされていらっしゃるんですか。</p>
上 滝 議 長	<p>中尾課長。</p>

<p>中尾 総務課長</p>	<p>そちらの職員につきましても同様のことで、場所は龍門総合会館の一室をお借りしておりますけれども、総務課の仕事をさせているという状況です。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>上議員、恐れ入りますが、個人的な攻撃に似通った話は、なるべく避けていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（ 「わかりました」 の声あり ）</p> <p>上議員。</p>
<p>上議員</p>	<p>わかりました。どちらも一人体制でされているってことです。また、どちらの方も、もうこれだけは言いたいんですけど、タカラクラブの方だと思います。一人体制でタカラクラブの方、その場所がたまり場にならないのかっていうのを私は心配をしています。町長に、今現在、アンケートもとられたと思うんですけども、タカラクラブについて調査した結果教えてもらえますか。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>町長。</p>
<p>中井町長</p>	<p>委員会で説明しますけれども、我々、今、庁舎内でそのアンケートも含めて全部整理をしています。ですから、これは中だけの検証では駄目やと。だからそれを外部にやはり検証してもらいましょう。ですから、この、今、おっしゃっていただいたクラブ自身も、それぞれ見方全然違うわけですね。ですから、ある一定はアンケートをもとに、こういう認識であったということは推測されると、あくまでアンケートをもとに推測される。ただ、それを外部の検証も含めてですね、どうやって組織体制を見直していくかということが非常に重要であると思いますんで、そういった状況で今、進めております。誠に申し訳ないですけども、組織運営、人事配置に関しましては、これは管理者の専権事項でありますんで、そこへの介入は、誠に申し訳ないですけどもよろしく願いいたします。</p>

上滝議長	上議員。
上議員	<p>人事に介入をしようという発言ではなく、私の意見として受け止めていただきたいと思いますが、タカラクラブ優遇の人事異動なのかなあというふうに思いました。今までのこの発言いろいろ聞かせてもらって、町民の皆さんは多分納得はしていないのだろうと私は思っています。社協の不祥事も聞けません。さくら苑も問題だらけ、庁舎の問題も解決していません。職員の不祥事も続いています。この際、全部町民の皆さんにさらけ出して、町長おやめになって、民意を問われてはいかがでしょうか。戦いましょうよ、町長。以上、質問を終わります。</p>
上滝議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいままで4名の方々の一般質問、情熱ある発言だと思いますけども、一般質問の中では個人的な攻撃は、攻撃ではないねけれども、いろいろ積み重なった問題が生じて発言に変わるものだと理解するわけでございますが、今後、前向きに、皆さん方も、私も共々、一般質問をする際、吉野町に対して前向きな発言であるように願いたいと思います。本日は、一般質問これで終わります。</p> <p>本日の議事日程は全て終了しました。</p> <p>4日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。</p> <p>12月4日 午前10時 総務文教厚生委員会</p> <p>12月4日 総務文教厚生委員会終了後 産業建設委員会</p> <p>12月5日 午前10時 庁舎整備等に関する調査特別委員会</p> <p>12月5日 庁舎整備等に関する調査特別委員会終了後 政治倫理特別委員会</p> <p>12月6日 休会</p> <p>12月7日 休会</p> <p>12月8日 午前10時 予算決算特別委員会</p>

12月9日 予備日

12月10日 午前10時 本会議（第2日目）を開会いたします。

4日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いを申し上げ、本日は、これをもちまして散会させていただきます。

皆さん方、ご協力ありがとうございました。

（ 午後1時55分 散会 ）

令和7年第4回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和7年12月10日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月10日 午前10時30分開会
4. 応招議員
 

1番	長谷政和	2番	澤木久美子
3番	上麻里	4番	辻内正誠
5番	下中一平	6番	山本義史
7番	上滝義平	8番	中西利彦
5. 不応招議員 9番 西澤巧平
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 不応招議員に同じ
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
 

町長	中井章太	副町長	永井聡
教育長	土居正明	参事兼暮らし環境整備課長	紺田正俊
総務課長兼町民税務課長	中尾勇	財政・デジタル推進室長	井本光亮
町長公室長	戸毛祥博	協働のまち推進課長	松田有史
長寿福祉課長	森井志津佳	産業観光課長	椿本久志
教育次長	吉中久実	教育総務課長	紙森智章
スポーツ振興室長	辻中哲也		
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
 

局長	玉村陽子	参	与 坂本やよい
----	------	---	---------
10. 議事日程
 

日程1		委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・庁舎整備等に関する調査特別委員会・政治倫理特別委員会・予算決算特別委員会）
日程2	議第48号	令和7年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号について
日程3	議第49号	令和7年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第3号について
日程4	議第50号	動産の買入りに係る財産の取得について

- 日程 5 議第 51 号 訴えの提起について
- 日程 6 議第 52 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 7 議第 53 号 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 8 議第 54 号 令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について
- 日程 9 議第 55 号 令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号について
- 日程 10 議第 56 号 令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 4 号について
- 日程 11 議第 57 号 令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について

追 加 議 案 等

- 日程 12 議第 58 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

<p>上滝議長</p>	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員総数は8名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。</p> <p>日程1 12月3日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長よりご報告をお願いいたします。</p> <p>まず、総務文教厚生委員会 辻内正誠 副委員長をお願いいたします。</p>
<p>辻内副委員長</p>	<p>総務文教厚生委員会の委員長報告をいたします。</p> <p>本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。</p> <p>本委員会は、12月4日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>まず、長寿福祉課所管の議第51号「訴えの提起について」は、介護給付費の不適正請求による返還を求めたが、相手方が応じないため、町として訴えを提起するものであるとの説明を受け、本委員会は承認することとしました。</p> <p>次に、総務課所管、条例改正案が2件です。議第52号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」。人事院勧告を受けて、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、給料表の改定、地域手当、期末・勤勉手当の支給率の引き上げ、及び通勤手当の上限額を見直すため、所要の改正を行うものであると説明を受けました。地域手当の根拠、通勤手当の算定方法などの質疑があり、いずれも国の基準に沿った見直しであるとのことで、審査の結果、本委員会は承認することといたしました。</p> <p>議第53号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」。一般職の給与改正に合わせ、会計年度任用職員の給料表等についても所要の改正を行うものであるとの説明を受け、審査の結果、本委員会は承認することとしました。</p> <p>次に、付託案件以外に次の五つの事項について町当局から報告と説明を受け</p>

ました。

まず、総務課所管の「奈良県広域消防組合の状況について」大淀消防署新庁舎の完成に伴う消防体制の再編、分担金算定方法の見直し、指令システム更新予定について報告を受けました。消防署の再編は、より機動力のある出動体制を整備するためとされており、通報体制などについて質疑がありました。

次に、町長公室所管の「第5次吉野町総合計画後期基本計画・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」は、審議会答申を踏まえ、後期基本計画と第3期総合戦略の策定について報告を受けました。将来人口の見通しや、人口減少下での施策の方向性、34の施策体系と指標の考え方が示されたとの説明があり、策定の進め方について質疑がありました。

「旧吉野小学校跡地利活用事業の進捗状況について」は、令和7年11月20日に株式会社奥村組と事業契約の締結をしたことに伴い、令和9年4月の開所に向けた工事の進め方及び建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書作成に伴う町の負担金支払い内容について説明がありました。また、仕上げ材等で覆われている部分など改築と同時に行う調査の実施時期など工程に関する質疑がありました。

次に、教育総務課所管の「吉野さくら学園体育館空調設備等の整備について」は、近年の夏場の厳しい暑さにより体育館内の温度は常に運動にふさわしくない日となっております。児童並びに教職員の負担が大きいことから、早期の環境改善が必要であるとの説明がありました。整備時期や工程について説明があり、できるだけ早い対応を求める意見も出されました。

次に、生涯学習課所管の「吉野山郵便局の吉野山ふるさとセンター内への移転協議について」は、吉野山郵便局の移転協議について、日本郵政から現施設が耐震基準を満たさないため、吉野山ふるさとセンターへの移転を検討したいとの申し出があり、町としては、現在の指定管理者である吉野山自治会と共に協議を進めているとの説明がありました。日本郵政としての移転が出来なかった場合の検討方針などについて質疑があり

ました。

以上につきましては、今後の進め方について、必要に応じて説明を受けながら委員会として確認してまいります。

以上が本委員会における審査・調査等の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

上滝議長

ありがとうございました。

続いて、産業建設委員会 中西利彦 委員長にお願いをします。

中西委員長

産業建設委員会の委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、12月4日午後1時から理事者に出席を求め開催いたしました。

暮らし環境整備課所管の議第50号「動産の買入に係る財産の取得について」は、老朽化した小型塵芥車の更新として1台を取得するもので、契約は指名競争入札により実施され、納期は令和9年3月頃の見込みとの説明がありました。年度またぎとなる理由や納期の遅延の可能性について確認を行い、審査の結果、本委員会は承認することとしました。

次に、付託案件以外に次の三件の事項について町当局から説明を受けました。

暮らし環境整備課所管の「クビアカツヤカミキリ防除補助制度について」前回委員会以降も町内で被害が確認され、国立公園内でも発生があったとの報告がありました。成虫やフラスの確認状況や樹幹注入などの防除作業状況、補助金や講習会の実施について説明がありました。委員からは、講習会の周知や補助制度の運用などについて意見が出され、桜の保全に向けた早急な対策を求める声がありました。これに対し町長からは、今回の対応は緊急的なものであり、令和8年度に向けて積極的に対策を進めたいとの方針が示されました。本委員会としては、被害拡大防止に向け、引き続き適切な取組を進めるとともに、次

年度予算において真剣に対応されるよう求めます。

次に、「令和 8 年度以降の鳥獣害被害防止対策について」捕獲による個体数の管理、防護柵の設置などによる侵入防止、草刈りや放置果実の処理といった生息環境の管理を柱とする制度の概要と、これに係る補助制度について説明がありました。質疑では、補助金の申請件数が増えた場合の対応について質問があり、状況に応じて補正で対応するとの答弁がありました。本委員会としては、引き続き被害防止に向けた取組の推進を求めます。

次に、産業観光課所管の「令和 8 年度運営補助金要望書（吉野町商工会）について」商工会からの補助金に関する要望が議会に提出されたことから、委員会として担当課に説明を求めました。説明によれば、同様の要望は町にも提出されているとのことでした。商工会の会員数や会費、これまでの補助金の推移、近年の収支状況などについて説明があり、本委員会としては、要望の趣旨を踏まえ、適切に取り扱われることを望みます。

以上が本委員会における審査・調査等の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

上 滝 議 長      ありがとうございました。

続きまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会 辻内正誠 委員長にお願いを申し上げます。

辻内委員長      庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会に付託されました議案等はありませんでしたが、調査・審査の結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、12月5日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

町長公室から、前回議会以降に実施した行政懇談会の結果や庁舎整備の進め方、住民意見、分散配置案、財源規模、奈良県との協議状況、公募型プロポー

ザル不成立の経緯と発注業務内容の見直しについて説明がありました。委員からは、情報提供のあり方、分散型案に対する住民理解の状況、財源規模が独り歩きすることへの懸念など、多様な意見や質疑があり、町に対して丁寧な説明と住民意見の適切な反映を求める意見が出されました。委員会といたしましては、今回示された庁舎整備案を基本としつつ、他の意見が残されていることも踏まえ、引き続き議論を進めていくことといたします。

以上が本委員会における今回の調査、審査の報告であります。

これで、庁舎整備等に関する調査特別委員会委員長報告を終わります。

上 滝 議 長

ありがとうございました。

続きまして、政治倫理特別委員会 下中一平 委員長にお願いを申し上げます。

下中委員長

政治倫理特別委員会の委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、政治倫理特別委員会に付託されました議案等はございませんでしたが、調査・審査の結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、12月5日午前11時30分から理事者に出席を求め開催いたしました。

はじめに、理事者側から、守秘義務違反事件報告書に基づく再発防止策について説明がありました。今回の事案を踏まえ、内部通報制度の導入や職員研修の実施、職場環境の見直しなど、組織としての取組を進める方針が示されました。また、議員等からの文書によらない要望について記録を残す制度の導入が説明されましたが、この制度は対応内容を共有し職員を保護するためのものであり、議員活動を制限する趣旨ではないとの説明がありました。

続いて、政治倫理条例の策定に向け、素案を基に協議を行い、そのなかで委員からいくつか意見がありました。条例案は3月議会への上程を視野に検討していくものといたします。

委員会といたしましては、町民の信頼確保に資する条例となるよう、引き続き丁寧な議論を重ねて参ります。

以上が本委員会における今回の調査、審査の報告であります。  
これで政治倫理特別委員会委員長報告を終わります。

上 滝 議 長

ありがとうございました。  
続きまして、予算決算特別委員会 上麻里 委員長をお願いいたします。

上 委 員 長

予算決算特別委員会の委員長報告をいたします。  
本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、12月8日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。  
まず、議第48号「令和7年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号について」は、補正規模は1,754万3,000円、補正後の歳入歳出予算は67億4,365万8,000円です。歳入の補正は、「分担金及び負担金」「国庫支出金」「県支出金」「繰越金」「町債」で、歳出の補正は、「老人福祉事業」「介護保険特別会計繰出金」「南和企業団支援事業」「治山事業」です。また、介護給付費返還訴訟にかかる債務負担行為の設定及び地方債の補正が行われているとの説明がありました。委員からは、介護給付費返還訴訟の必要性、治山事業における地元負担金のあり方などの質疑があり、理事者から説明を受けました。審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を承認することといたしました。

次に、議第49号「令和7年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第3号について」は、補正規模は5,455万4,000円の増額で、予算規模は総額12億5,186万7,000円です。歳入の補正は、「保険料」「国庫支出金」「支払基金交付金」「県支出金」「繰入金」で、歳出の補正は、介護サービス利用者の増加による「保険給付費」の増額であると説明がありました。委員からは、介護保険基金の取崩の時期、次年度以降の利用者の見込みなどの質疑があり、理事者から説明を受けました。審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を承認することといたしました。

次に、議第54号「令和7年度吉野町一般会計補正予算（案）第7号について」は、補正規模は3,079万9,000円の増額で、予算規模は総額67億7,445万7,000

円です。今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費の改定、新規採用職員の給与、時間外勤務手当の増加、昇給・昇格分などによる増額が主な内容であり、あわせて退職や育児休業等に伴う減額補正が行われています。歳入は繰越金を充当するとの説明があり、質疑はありませんでした。本委員会は本補正予算(案)を承認することといたしました。

次に、議第 55 号「令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算(案)第 2 号について」は、補正規模は 70 万円の増額で、予算規模は総額 10 億 7,292 万 2,000 円です。人事院勧告に伴う職員給与費の補正で、財源は繰越金を充当するとの説明がありました。質疑はなく、本委員会は本補正予算(案)を承認することといたしました。

次に、議第 56 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算(案)第 4 号について」は、補正規模は 57 万 1,000 円の増額で、予算規模は総額 12 億 5,243 万 8,000 円です。人事院勧告に伴う職員の給与改訂に伴い、地域支援事業費および一般会計繰出金を補正するものという説明がありました。質疑はなく、本委員会は本補正予算(案)を承認することといたしました。

次に、議第 57 号「令和 7 年度下水道事業特別会計補正予算(案)第 1 号について」は、補正規模は 33 万 6,000 円の増額で、予算規模は総額 2 億 1,119 万 1,000 円です。人事院勧告に伴う給与改定により、職員給与費の補正であると説明があり、質疑はありませんでした。本委員会は本補正予算(案)を承認することといたしました。

以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

上 滝 議 長

ありがとうございました。

上程議案の採決に入ります。

日程 2 議第 48 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算(案)第 6 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 3 議第 49 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 4 議第 50 号「動産の買入に係る財産の取得について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程5 議第51号「訴えの提起について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程6 議第52号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 議第53号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 54 号「令和 7 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 55 号「令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 56 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 4

号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 11 議第 57 号「令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）  
第 1 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

追加議案が提出されております。

日程 12 議第 58 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条  
例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読  
いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

中井町長。

<p>中井町長</p>	<p>本案についてご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>本年発生した守秘義務違反事案を受け、管理監督者としての私の責任を明確にするための、特別報酬額を減額するものでございます。9月定例会では、再発防止策が十分でないとのご指摘等々をいただきながら否決となりました。この判断を真摯に受け止め、政治倫理特別委員会において、再発防止策の内容と実効性について説明を申し上げ、職員への訓示、そしてまた、地区別の行政懇談会での謝罪等々、管理者としての責務を果たしてまいりました。再発防止に向け、次の体制を整備しました。先ほど、委員長報告でもございましたが、公益内部通報制度の導入、議員等による要望事項等の記録制度の導入、コンプライアンス研修の実施などを整備するとともに、この取組の妥当性を外部のほうで検証する仕組みを構築する、これらにより、継続して機能する組織的な再発防止体制を整えたところでございます。減額幅につきましては、全国の類似例等々を参考にさせていただきながら、今回の措置とさせていただいたものでございます。管理責任は金額の大小だけでなく、再発防止策と一体となって示すことが、町民の信頼回復につながると考えております。条例改正の意義でございますけれども、管理責任の明確化、再発防止策の実効性確保、行政への信頼回復を目的とするものでございます。そういったことを踏まえまして、行政としての姿勢を示したいと思います。以上、提案理由を申し上げ、どうか慎重審議賜りますことをお願い申し上げます。</p>
<p>上滝議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 異 議 な し 」 の声あり )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第58号について委員会の付託を省略することに決しました。</p>

議第 58 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

上議員。

上 議 員

反対です。理由は、先日、一般質問でも伺いましたが、復職をした職員の再発防止に向け、研修もまた教育もされていない。個人情報漏洩をしたものを個人情報だと業務内容も聞くことができませんでした。町民の皆さん、おかしいと思いませんか。何も本質的なものは変わっていないと思います。議会にもなぜ課長が出席しないのか質問をしました。三役でそう決めたと返答がありました。それなら、責任も減給も三役ですべきなのではないでしょうか。よって、反対いたします。

上 滝 議 長

ただいま反対意見が出ましたので、賛成意見を求めます。

辻内議員。

辻 内 議 員

結論、賛成です。本案は、過日発生いたしました町職員による不祥事案に関し、管理者である町長の監督責任を明確にするため、給与減額措置を講じるものであります。前回の議会におきまして、私は、まず、金銭的な処分を先行するよりも、事件の全容解明と再発防止策の徹底が先決であると主張し、減給案には反対いたしました。しかし、その後の理事者側の対応、特に以下の2点を高く評価し今回は賛成いたします。

1、責任の実質が示されたこと。

私が前回求めたのは、単なる町長の罰則ではなく責任者としての対応でした。理事者からは、既に内部による詳細な分析と再発対策防止策をまとめた報告書が議員に提出され、再発防止に向けた具体的な道筋が示されました。特に、過去 30 年程度、役場体質に影響のあったであろう事実が記載されていることは高く評価いたします。さらに、調査の客観性と透明性を担保するため、弁護士や学識経験者等による第三者による検証プロセスを実施すると明文化されております。これは責任を形だけでなく、実質をもって果たそうとする町長の真摯な

姿のあらわれであり、私はこの対応を評価します。

2 番目でございます。減額ははじめであるということでございます。今回の条例改正案は、既に示された実質的な対応、原因の究明と対策を踏まえた上で、町長自らがはじめとして提案したものでございます。給与の減額は、自治体の長として、監督責任を住民に対し、実質に対して区分するために、言葉を変えますが、象徴的に示すための重要な手続であります。原因究明と再発防止という最優先課題が進行している今、この減額措置は一連の責任の取りかかりの締めくくりとして適切であると考えます。最後に、行政に対する住民の信頼回復は一朝一夕にはいきません。しかし、原因究明という実質的な責任を果たし、今回の減額という象徴的責任を明確することで町政は前進できます。私は、町長の監督責任を明確にし、今回の再発防止への強い決意を示すものであると認め、本議案に賛成いたします。以上です。

上 滝 議 長

ほかにご意見ございませんか。

ほかに意見がないようですのでこれで討論を終わります。

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。

本案を採択することに賛成諸君は、起立をお願いします。

起立多数です。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 13 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

まず、上程いたしました議案、追加議案も含めてご承認を賜り、誠にありがとうございます。本日の追加議案に関しましては、私の管理責任ということでございます。厳しい意見もいただきながら、再発防止に向けて着実な実行と行政組織への信頼回復、全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今議会では、一般質問や委員会審議を通じ、町政の重要施策、課題につきまして多くのご意見、ご提案をいただきました。ご審議に尽力いただきました議員各位にまずもって感謝を申し上げたいと思います。一般質問におきましても70周年を見据えた、そしてまた、「挑戦の地、吉野」という形で、現状を踏まえた中で、前向きなそしてまた提案型の一般質問もいただきました。今、予算査定の段階でございますので、少しでも反映できるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。ただ一方で、一部の一般質問や発言において、個人を攻撃するかのように受け取られかねない表現や、また、議長から注意を受ける場面があったことは非常に残念であります。地方自治を支える二元代表制のもと、議会と執行機関は対等かつ独立した存在でございます。互いに厳しくチェックし合うことは当然であります。特定の個人、そしてまた、不当に追及したり辞職や対決を迫るような言動は、議会の品位及び政治倫理の観点から、決して望ましいものではございません。町民の負託を受けた者同士が、公正中

立の姿勢を忘れずに、事実と制度に基づく建設的な議論を積み重ねていくことこそ、議会制民主主義の根幹であり、町政への信頼につながるものでございます。私としても、今後も真摯かつ丁寧な説明に努め、議会とともに町政の前進に取り組んでまいりたいと思います。

庁舎整備につきましては、委員長説明からございましたように、公募型のプロポーザルが不成立になっております。ただ、この予算につきましては、6月議会において基本計画策定に必要な予算が正式に議決され、そして中央公民館棟、そしてまた、旧の吉北小学校、この二つを拠点に進めていくということで、CVY等々、そして、地区別懇談会において説明をさせていただいたところでございます。いろいろと議論いただく中で、今できる方法で一日でも早く、この庁舎整備に取り組めるように頑張ったいなというふうに思っております。特に、この庁舎整備は老朽化が激しい中でございますので、遅れることによって安全リスク、建設費の増大、また災害対応力の低下、行政サービスの質の低下といった形で、必ず、町民の皆様にはね返ってまいります。そういったことを踏まえて、しっかりと説明は果たしながら、議会の皆さんとともに前に進めていきたいなというふうに思っております。住民の安全と未来を守るために必要な判断を下し、責任を負う覚悟でここでおりますので、議会におかれましてもどうか、町民の皆様の命と暮らしを守るとい、本質から目をそらすことなく、責任ある議論と判断をともにつくり上げていただきたいなというふうに思います。

また、最後になりますけれども来年度、町制70周年を迎える年でございます。吉野町は70周年に向けて未来を紡ぎ、町民の皆さんとともによりよい吉野町を築いていく一年したいと考えております。しっかりと、議会と行政が両輪で、この責任を果たすことこそが、町制70周年の一年になろうかなというふうに思います。そういったことも踏まえながら、来年に向けて、しっかりと、この年末ですね、いろんなことを考えながら進んでまいりたいなというふうに思っております。議会の皆さん方におかれましては、今、吉野町が抱えてる課題、委員長報告でもございましたクビアカツヤカミキリの問題、自然の中で生まれてくるような課題も多ございますので、そういったことに対しては、しっかりと

我々も来年度予算に向けて取り組んでまいりたいと思います。そういったことで今年度、令和7年度第4回、これで、令和7年度の議会は終わるわけでございますけれども、新しい年に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと思います。

これからだんだん寒くなってまいります。そしてまた、インフルエンザも流行っておりますので、どうか議会の皆さん方におかれましては、体調管理に気をつけていただきまして、閉会後も議会活動をしていただくことをご祈念申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

上滝議長

ありがとうございました。

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、令和7年第4回吉野町議会定例会を閉会いたします。皆さん方、ご協力ありがとうございました。

( 午前 11時 12分 閉会 )

